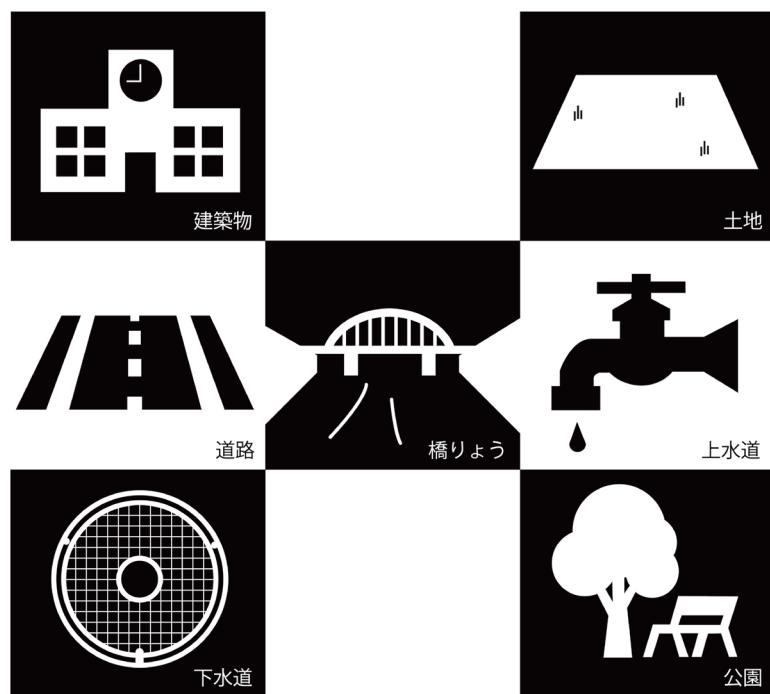


羽村市公共施設等総合管理計画



平成28年3月

東京都羽村市

はじめに

我が国においては、高度経済成長期に整備した公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政赤字の立て直しが急務となる中、今後、人口減少と少子高齢化が加速度的に進むことが予想され、人口動態の変化により、公共施設等の利用需要に変化が生じることが考えられます。

このような状況下において、国は、平成26年4月、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を全国の地方公共団体に通知し、その中で、地方公共団体においては、国の「インフラ長寿命化基本計画」を参考に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請されました。

羽村市においては、これまで多くの特色ある公共施設等を整備し、市民の皆様が快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、羽村市の自立性と持続性を確保していくため、行財政改革基本計画に基づく明確な公共施設マネジメントの下、個別の維持保全計画等を策定し、全庁を挙げて効率的かつ効果的な管理運営を推進してまいりました。

しかし、個別の維持保全計画では、羽村市全体の費用を導き出すことが困難なことから、あらためて、羽村市の特性や資源を生かした市民の皆様の暮らしに直結する行政サービスを将来にわたり提供していくための方策について、検討委員会と懇談会を設置し検討を重ねてまいりました。

その結果として、先人のたゆまぬ努力によって築かれた貴重な財産を有効活用する視点に立ち、長期的な視点をもって公共施設等の更新、整理統合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化、行政サービス基盤の再構築を図ることを目的として、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

今後、公共施設等総合管理計画を具現化していくための取組みを継続的に進め、羽村市の持続的な発展につなげてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました公共施設等総合管理計画懇談会委員並びに関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成28年3月

羽村市長 並木 心

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	3
4 計画の期間	3
第2章 羽村市の概要	4
1 地勢	4
2 沿革	4
3 地理的特性	5
第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
1 人口の推移及び推計	6
(1) 人口の推移と将来推計	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
(3) 人口の将来展望	8
2 財政の状況	9
(1) 歳入について	9
(2) 歳出について	10
(3) 指標からみた財政状況	11
3 建築物の現状	13
(1) 建築物の整備状況と保有量の推移	13
(2) 建築物の類型別床面積の割合	13
(3) 多摩地域との比較	15
4 土地及びインフラ施設の現状	18
(1) 土地の保有状況	18
(2) インフラ施設の保有状況	20
第4章 建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
1 建築物の管理に関する基本的な方針	21
(1) 建築物の現状や課題に関する基本認識	21
(2) 建築物の最適化に関する取組み	22
(3) 社会的要請（新規施設の設置）に向けた検討	25
(4) 建築物の管理に関する基本的な考え方	26
(5) 当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み	28

2 建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
(1) 行政系施設の管理に関する基本的な方針	34
(2) コミュニティ・集会施設の管理に関する基本的な方針	40
(3) 公園内施設の管理に関する基本的な方針	43
(4) 公営住宅の管理に関する基本的な方針	46
(5) 学校・教育施設の管理に関する基本的な方針	47
(6) スポーツ・レクリエーション施設の管理に関する基本的な方針	50
(7) 子育て支援施設の管理に関する基本的な方針	53
(8) 保健・福祉施設の管理に関する基本的な方針	56
(9) 社会教育施設の管理に関する基本的な方針	60
(10) 医療施設の管理に関する基本的な方針	62
(11) 産業系施設の管理に関する基本的な方針	63
(12) 公営企業施設の管理に関する基本的な方針	64
(13) その他の施設の管理に関する基本的な方針	65
第5章 土地の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	67
1 土地の管理に関する基本的な方針	67
(1) 土地の現状や課題に関する基本認識	67
(2) 土地の最適化に関する取組み	67
(3) 土地の管理に関する基本的な考え方	69
(4) 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み	70
2 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針	71
(1) 施設用地の管理に関する基本的な方針	72
(2) 駐車場等用地の管理に関する基本的な方針	75
(3) 貸付地の管理に関する基本的な方針	77
(4) その他の土地の管理に関する基本的な方針	79
第6章 インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	81
1 インフラ施設の管理に関する基本的な方針	81
(1) インフラ施設の現状や課題に関する基本認識	81
(2) インフラ施設の最適化に関する取組みの方向性	82
(3) 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み	83
2 インフラ施設の類型ごとの管理に関する基本的な方針	84
(1) 道路の管理に関する基本的な方針	84
(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針	84
(3) 上水道の管理に関する基本的な方針	84
(4) 下水道の管理に関する基本的な方針	85
(5) 公園の管理に関する基本的な方針	85
(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	85

第7章 フォローアップの実施方針等	86
1 計画の推進	86
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	86
(2) 市民との情報共有	86
(3) 公共施設等総合管理計画の改訂	86
2 計画の推進にあたっての留意事項	86
(1) 予算の平準化に関する検討	86
(2) 広域連携の検討	86

■資料編

1 公共施設等の管理に関する費用	87
(1) 公共施設等の管理に関する費用の内訳	87
(2) 建築物の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠	89
(3) 土地の管理に関する費用の算定根拠	90
(4) インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠	92
2 羽村市公共施設等総合管理計画策定経過	94
3 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会について	95
4 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会について	98
5 関連資料	101
(1) 羽村市公有財産管理規則	101
(2) 羽村市公有財産管理運用委員会規則	101
(3) 公有財産管理に係る事務取扱要領	101
(4) 羽村市公共用地取得基準	101
(5) 羽村市公共建築物維持保全計画	101
(6) 羽村市耐震改修促進計画	101
(7) 羽村市道路維持保全計画	101
(8) 羽村市橋梁長寿命化修繕計画	102
(9) 羽村市水道ビジョン	102
(10) 羽村市下水道総合計画	102
(11) 羽村市公園等施設維持保全計画	102

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景と目的

国においては、公共施設等の老朽化対策に関する取組みとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

羽村市ではこれまで、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備し、市民が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めてきました。

この中で建築物については、その多くが建築から20年を経過しており、一般的には建築から30年以上で急激に劣化が進行するといわれる中、10年後の平成36年度には、建築後30年以上の建築物の割合は全体の約75%に達することが見込まれ、これらの建築物の更新、大規模改修及び整理統合を検討する時期を迎えています。

土地については、約85万m²の土地を活用し行政サービスを提供しており、このうち約30%は、使用貸借契約や賃貸借契約等により活用している状況にあるため、安定した土地活用を図る観点から、これらの借地の対応について検討する必要があります。

インフラ施設については、昭和37年の首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進め、昭和40年代から昭和50年代にかけて多くのインフラ施設を整備してきたことから、今後順次、耐用年数の時期を迎えることとなり、老朽化に対する適切な対応が課題となってきています。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う人口動態の変化や、市民ニーズの多様化などにより、今後、公共施設等のあり方に変化が生じることが考えられ、行政サービスの水準を維持・向上しつつ、更新費用の軽減・平準化を図るための年次計画を策定し、適切に対応していく必要があります。

羽村市においては、平成26年度に、あらためて公共施設等の現状を把握するとともに、今後の基本的な考え方等を検討し、羽村市公共施設等総合管理計画中間報告書として取りまとめる過程において、住民1人あたりの建築物面積が大きいこと、住民1人あたりの維持補修費が低く抑えられていること、借地の割合が高いこと、道路延長が長いことなどの羽村市ならではの特徴が見えてきました。

これらの状況を踏まえたうえで、国の「インフラ長寿命化基本計画」の内容をはじめ、羽村市ならではの課題を洗い出し、今後30年間の取組みの指針とする、「羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）」を策定いたしました。

今後も引き続き、長年にわたり築かれた財産を末永く有効活用する視点に立ち、公共施設等の長寿命化を図るとともに、行政需要の変化に応じた適時適切な公共施設等の更新、大規模改修及び整理統合の手法により、財政負担の軽減と平準化を図ることで、将来に渡って安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を目指してまいります。

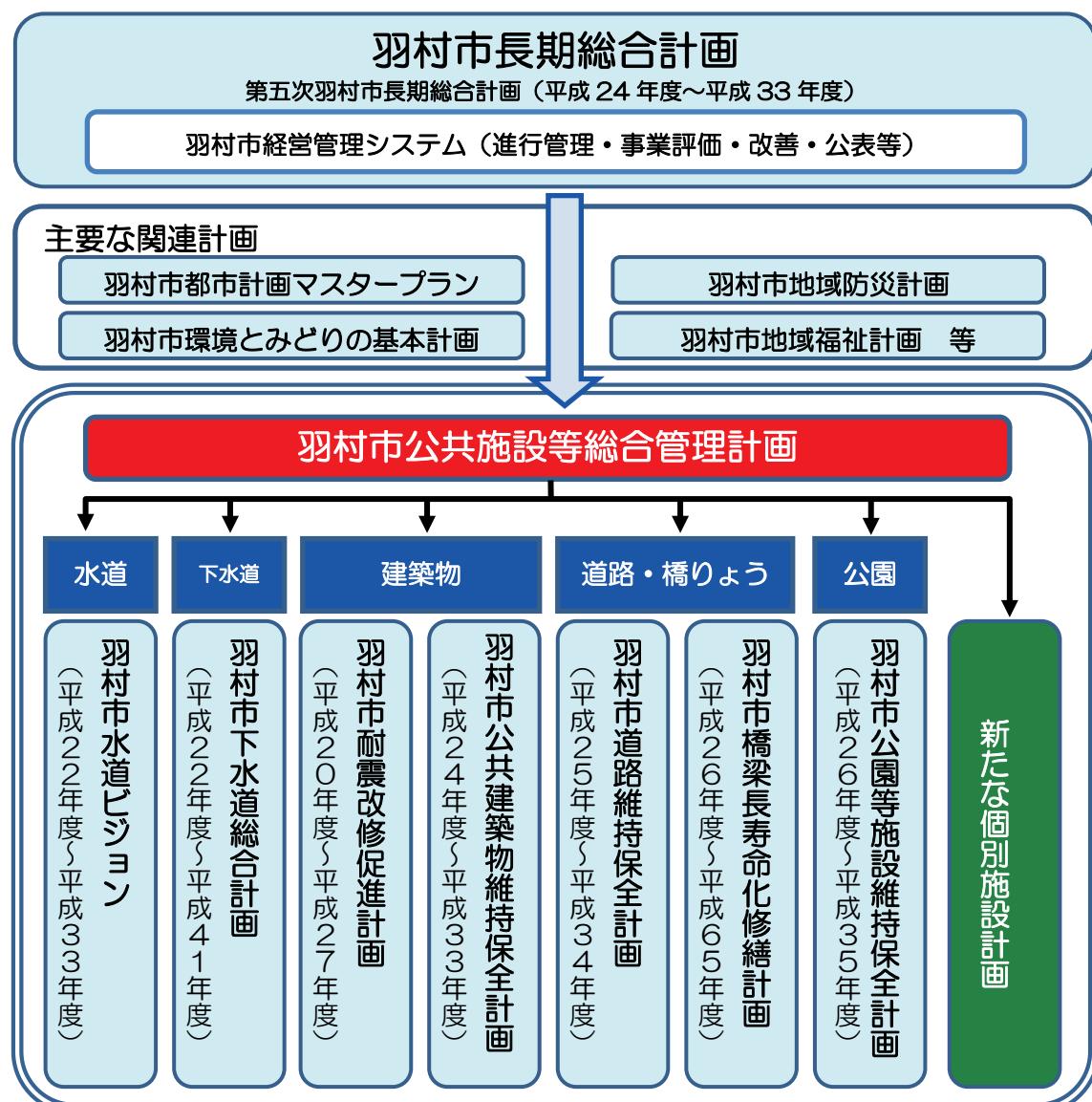
2 計画の位置づけ

これまでの羽村市における公共施設等の維持保全に関する取組みは、個別に維持保全計画等を策定し、効率的かつ効果的な維持管理を行ってきました。

しかし、個別の維持保全計画等では、将来的な税収の変化に伴う維持管理・大規模改修・更新にかかる羽村市全体の費用を導き出すことが困難であることから、この計画は第五次羽村市長期総合計画の分野別計画として、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月）」に沿った計画に位置づけます。

計画の策定後は、適時、個別の維持保全計画等について、この計画に掲げる基本的な方針を踏まえた実施計画として見直し、具体的な取組みを定めるとともに、今後、社会的要請による新たな公共施設等の整備の必要性が生じた場合についても、同様に対応していきます。

また、この計画は、全ての公共施設等の全体的な方向性を示したものであり、個々の施設の具体的な取組みについては、引き続き公共施設等を利用されている、市民、団体、事業者の意見聴取に努めながら、この計画に掲げる基本的な方針に沿って、総合的な観点から検討していきます。

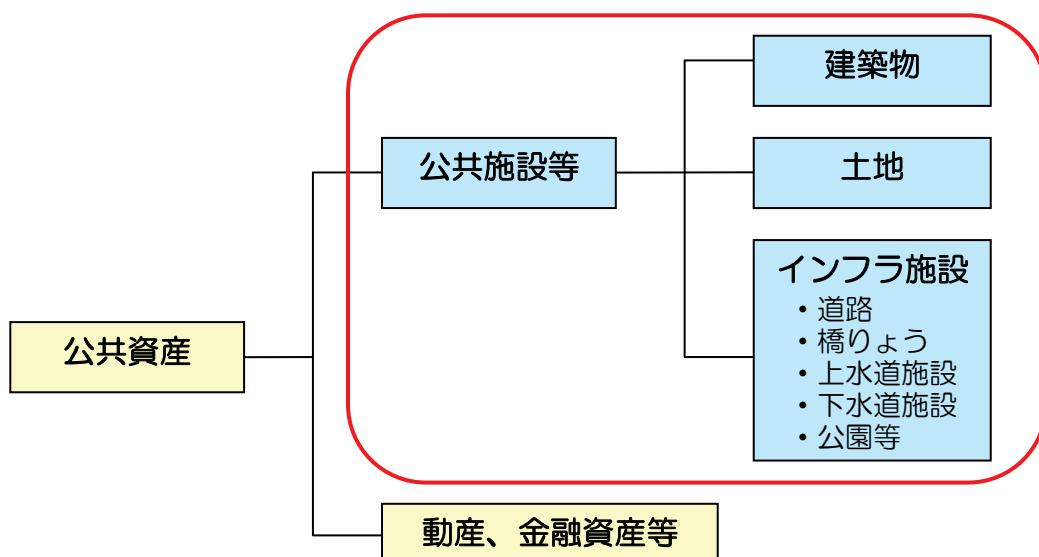


3 計画の対象範囲

計画では、羽村市が保有する公共資産のうち、動産、金融資産等を除く、全ての建築物、土地及びインフラ施設を対象とします。(赤枠内)

地方財政をマネジメントするための国の統一的な基準による地方公会計制度については計画の対象外となります。今後、減価償却累計額などの新たな項目を追加した固定資産台帳の整備を進めることで、地方財政と公共施設等の相互のマネジメントが補完し合う仕組みを構築していきます。

■公共施設等の対象範囲



※国・東京都及び一部事務組合が所有する公共施設などは対象外とします。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年とします。

また、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、おおむね 10 年ごとに計画の見直しを行います。

なお、個別の維持保全計画（個別施設計画）等については、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。

計画期間：平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年

※計画はおおむね 10 年ごと、維持保全計画はおおむね 5 年ごとに見直し

第2章 羽村市の概要

1 地勢

羽村市は、都心部から西へ約 45 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置し、その広さは、東西に 4.23 km、南北に 3.27 km、行政区域 9.90 km²となっており、行政区域は多摩地域 26 市中 3 番目に小さい市となっています。

なお、行政区域の一部 (0.417 km²) を横田基地が占めています。



2 沿革

江戸時代の初め、承応 2 年 (1653 年) に江戸市中までの重要な水資源である玉川上水が開削され、羽村に取水所（羽村堰）が設けられたことから、江戸の生活を支える重要な地となりました。

その後、明治 22 年に市制町村制が施行され、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」が誕生、明治 26 年には神奈川県から東京府（現東京都）に移管されました。

戦後は、人々の生活や産業の様子が一変し、人口も増加する中で、昭和 31 年の町制施行により「羽村町」が誕生したころから、都市化の傾向が徐々に現れ始めました。

昭和 37 年には、首都圈整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進めるとともに、工場立地を促進し、「職住近接」の近代都市として発展の礎を築きました。

平成 3 年の市制施行により、現在の「羽村市」が誕生し、平成 23 年には、市制施行 20 周年を迎え、現在に至っています。

3 地理的特性

羽村市が位置する武蔵野台地は、多摩川が形成した扇状地形であり、川を挟んで北東側には幾段もの河岸段丘が発達しています。

段丘をつなぐ崖線は、「ハケ」と呼ばれ、緑地帯を形成するとともに、坂道の多い羽村市の地形の特徴となっています。

多摩川の南西側は、草花丘陵が広がり、浅間山山頂にある羽村神社付近は、市の最高地点で標高 220m となっています。

市街地では、小作台西付近の標高 171m 地点から、南東方向に向かって低くなり、最南端の下河原では 118m となり約 50m の高低差が生じています。

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 人口の推移及び推計

羽村市の将来の人口については、平成27年9月に策定した、羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画に基づく人口推計値を示します。

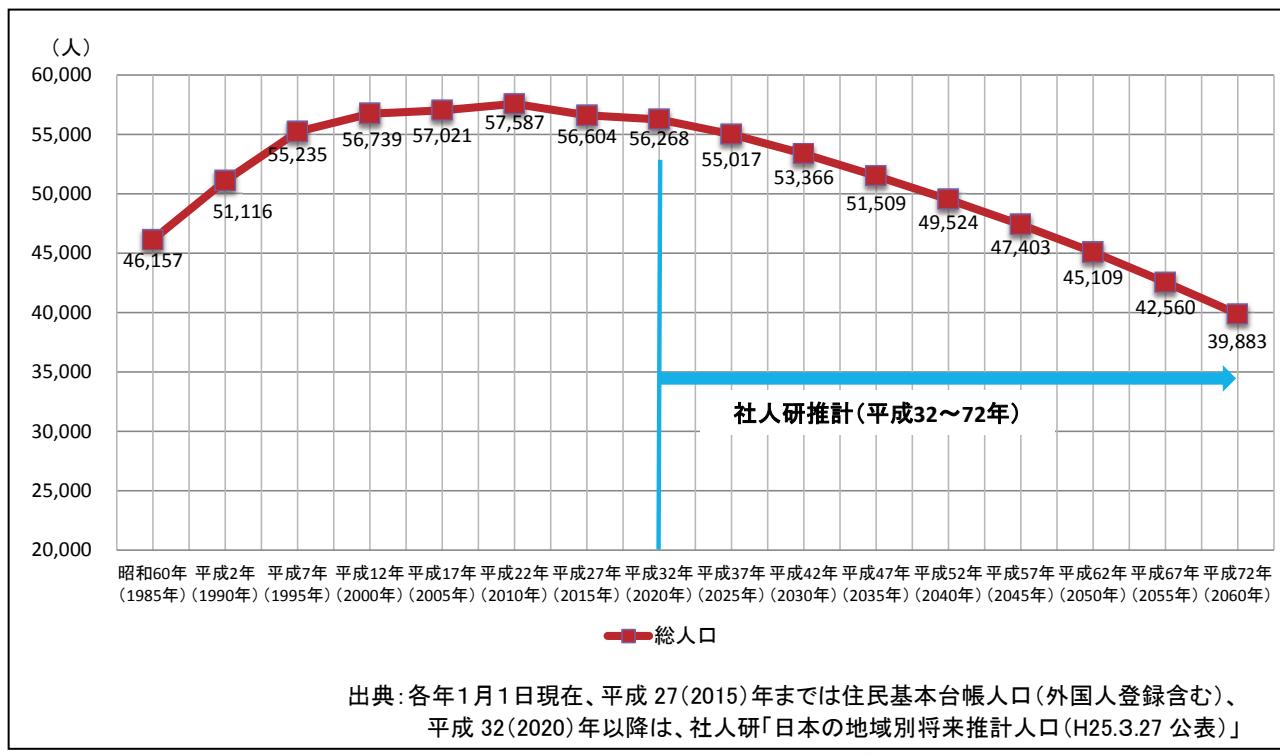
(1) 人口の推移と将来推計

羽村市の人口は、平成3年（1991年）11月1日（53,381人）に市制を施行してからも増加を続け、平成22年（2010年）1月には57,587人となり、同年9月、ピークとなる57,772人に達しましたが、その後は、減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成25年（2013年）3月に公表した推計では、羽村市の人口は、平成52年（2040年）に49,524人、平成72年（2060年）に39,883人と示されており、人口のピーク時と比較すると、平成52年（2040年）は約8,000人、平成72年（2060年）は約18,000人の人口減少が、それぞれ見込まれています。

平成27年（2015年）1月の人口で比較してみると、羽村市の人口が56,604人であるのに対し、社人研の推計人口は56,959人であり、人口のピーク時から5年が経過し、社人研の推計よりも人口減少が早まっている状況にあります。

■羽村市の人口の推移と将来推計



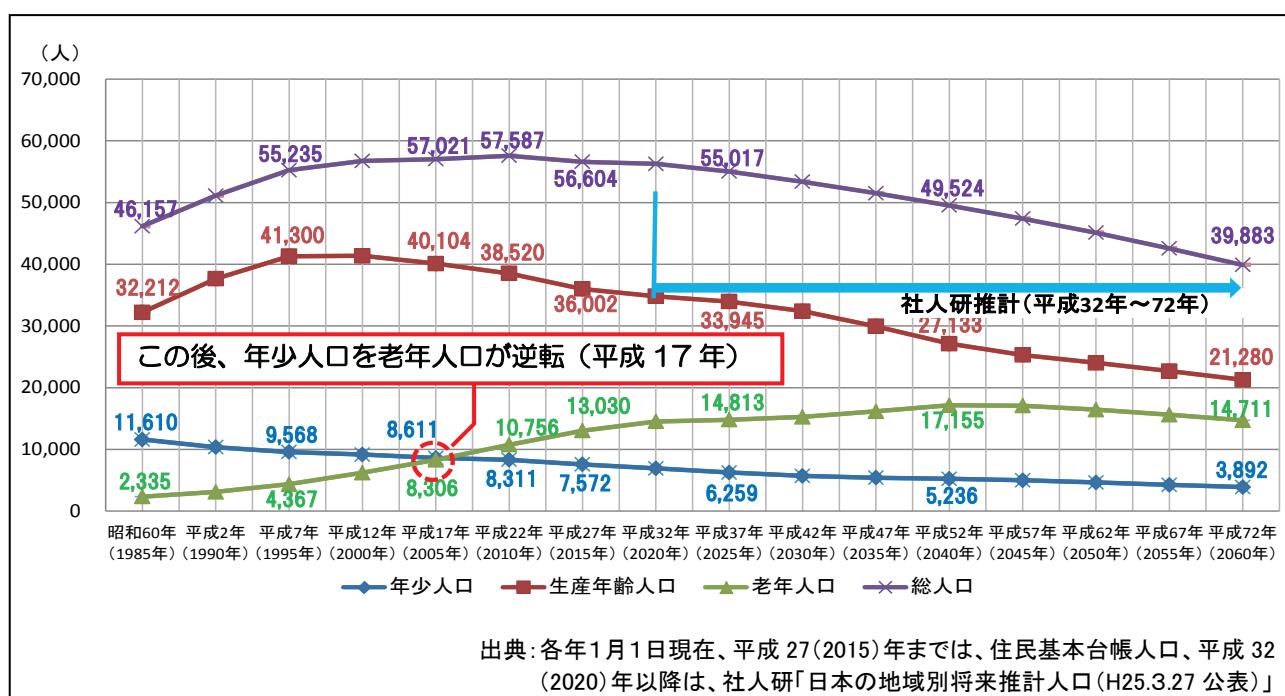
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口を見てみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成7年（1995年）以降、減少傾向に転じています。平成17年（2005年）以降は、年少人口（0歳～14歳）と老人人口（65歳以上）が逆転しています。

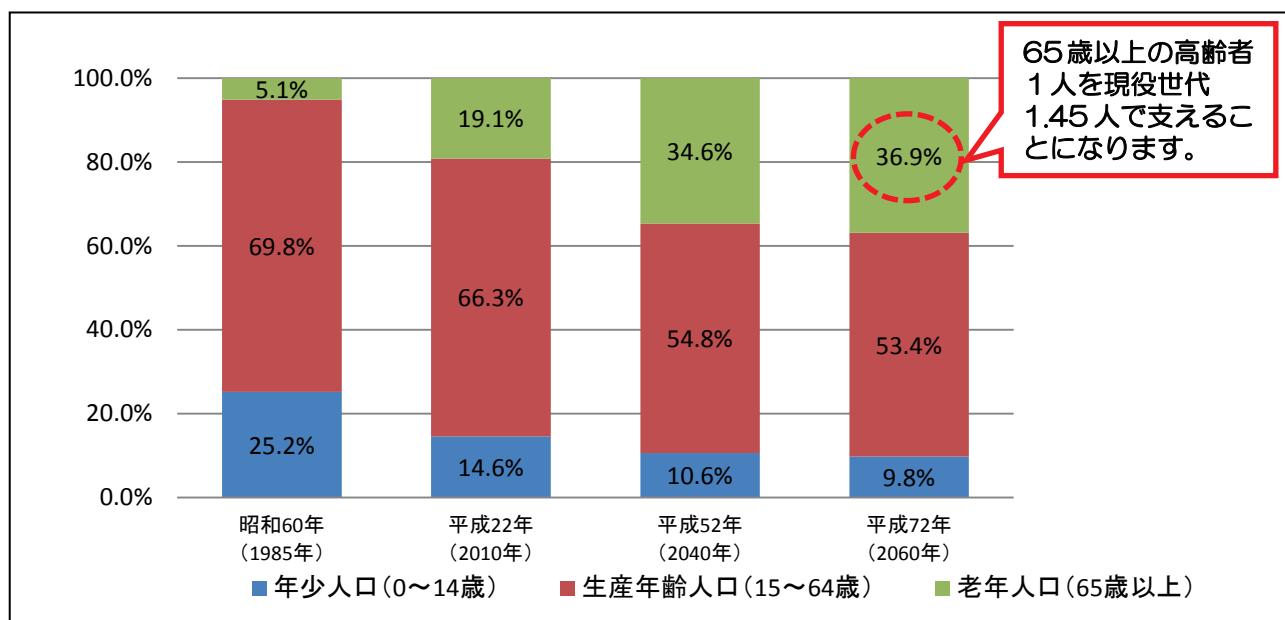
平成22年（2010年）の人口のピーク時には、生産年齢人口と年少人口は減少傾向、老人人口は増加傾向にあったことになります。

今後、老人人口は増加を続け、平成72年（2060年）には全体の約37%となり、生産年齢人口である現役世代約1.45人で高齢者1人を支えることが想定されます。

■羽村市の年齢3区分別人口の推移



■羽村市の年齢3区分別人口割合の推移



(3) 人口の将来展望

国の長期ビジョン及び市の現状分析・将来推計等を考慮するとともに、羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画に定めた施策の方向性を踏まえ、仮定値を設定し、将来人口規模を展望します。

①合計特殊出生率

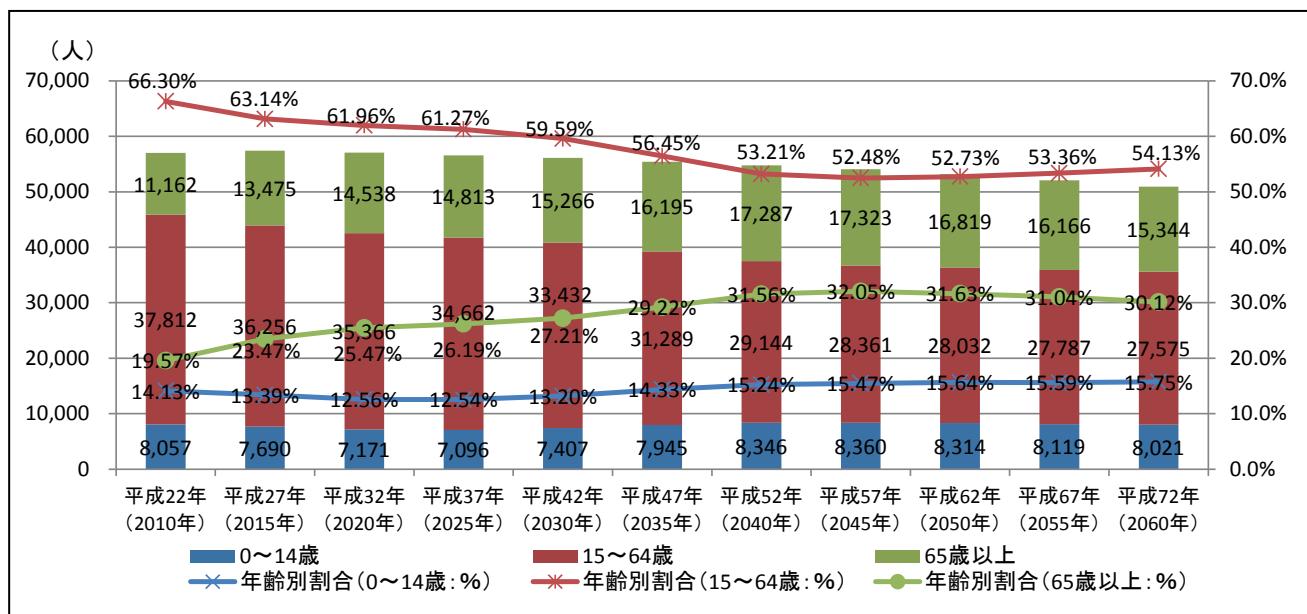
平成 22 年（2010 年）の 1.49 から、平成 32 年（2020 年）は 1.50 とし、国のシミュレーションに合わせ、平成 37 年（2025 年）に 1.80、平成 42 年（2030 年）に 2.10 とし、合計特殊出生率が国より高い水準にある市の特性を活かし、平成 52 年（2040 年）以降、2.20 にまで引き上げていきます。

②移動数

羽村市の 20 代から 30 代までの転出超過を抑制することに加え、20 代から 30 代まで毎年、各 10 人程度の転入超過を実現していきます。

このように合計特殊出生率と移動数を改善することによって、平成 72 年（2060 年）においても、50,000 人規模の人口を見込むことができます。

■羽村市の人口推移と長期的な見直し



出典：羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画

③計画期間の人口規模

羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画における将来人口推計では、30 年間で約 5.9% 減少し、平成 57 年には 54,044 人が見込まれます。

また、平成 57 年の人口構成については、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 28,361 人、0 歳から 14 歳までの年少人口が 8,360 人、65 歳以上の高齢者人口は、17,323 人が見込まれます。

2 財政の状況

(1) 歳入について

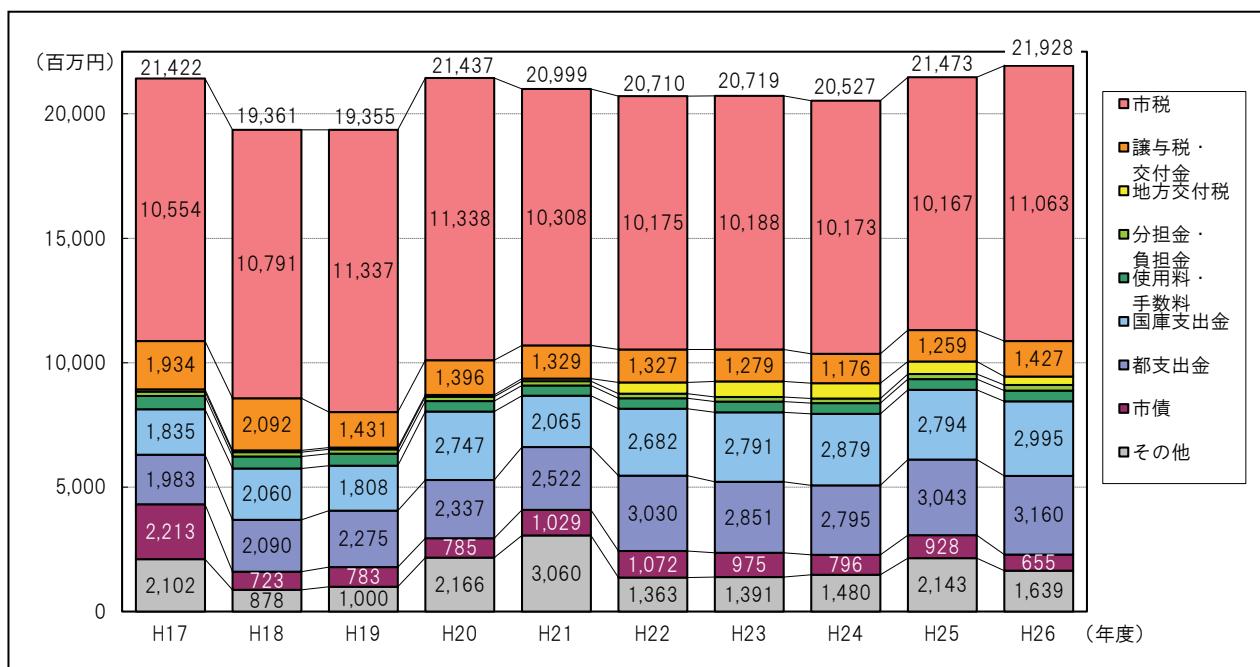
平成 17 年度から平成 26 年度までの普通会計決算における歳入の平均は、約 208 億円となっています。

主要財源である市税は、平成 20 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 26 年度は、一部大手企業の業績改善などにより大幅に増加し、6 年ぶりに 110 億円を超えるものとなりました。

地方交付税は、平成 22 年度以降、普通交付税の交付団体となっていて、平成 26 年度は約 3 億円となっています。

市税の次に構成割合の高い国庫支出金及び都支出金は、年度により増減がありますが、国庫支出金は平均約 25 億円、都支出金は平均約 26 億円となっています。

■歳入の決算額の推移



注:端数処理の関係で、内訳の合計と総額が一致しない年度があります。

市税	: 市が課税権の主体である地方税
譲与税・交付金	: 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金などが含まれます。
地方交付税	: 国税 5 税の一定割合の額を原資とし、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定のサービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方に交付されるもの。
分担金・負担金	: 私立保育園保育料や市が実施する障害福祉サービスの利用者負担金などが含まれます。
使用料・手数料	: 各公共施設使用料、学童クラブ育成料、住民基本台帳手数料などが含まれます。
国庫支出金	: 国が使途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
都支出金	: 都が使途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
市債	: 市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
その他	: 財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

出典:羽村市財政白書

(2) 歳出について

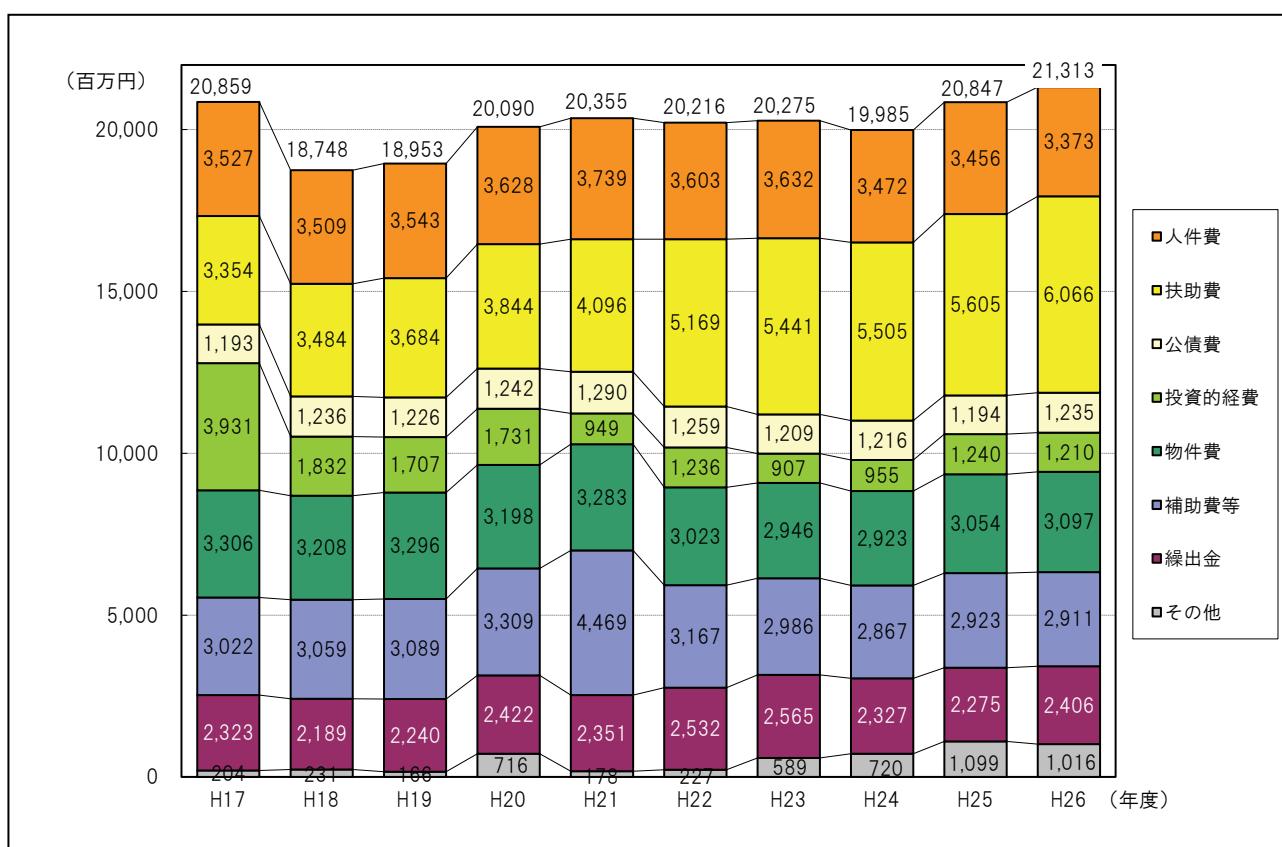
平成 17 年度から平成 26 年度までの普通会計決算における歳出の平均は、約 202 億円となっています。

義務的経費である人件費は、おおむね 35 億円前後で推移し、扶助費は、平成 17 年度の約 34 億円から年々増加し、平成 26 年度は約 61 億円と平成 17 年度に比べて約 81% の増加となっています。

また、公債費は、おおむね 12 億円前後で推移しています。

普通建設事業費などの投資的経費は、直近 3 年間で増加傾向となっております。

■歳出の性質別決算額の推移



注:端数処理の関係で、内訳の合計と総額が一致しない年度があります。

人件費	: 職員の給与や市議会議員の報酬などの経費
扶助費	: 高齢者、児童、障害者などを援助するための経費
公債費	: 借入れた市債の返済金
投資的経費	: 普通建設事業費などの社会資本の形成に資する経費
物件費	: 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料などの消費的経費
補助費等	: 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金など
繰出金	: 特別会計に移動されて支出される経費
その他	: 維持補修費や積立金など

出典:羽村市財政白書

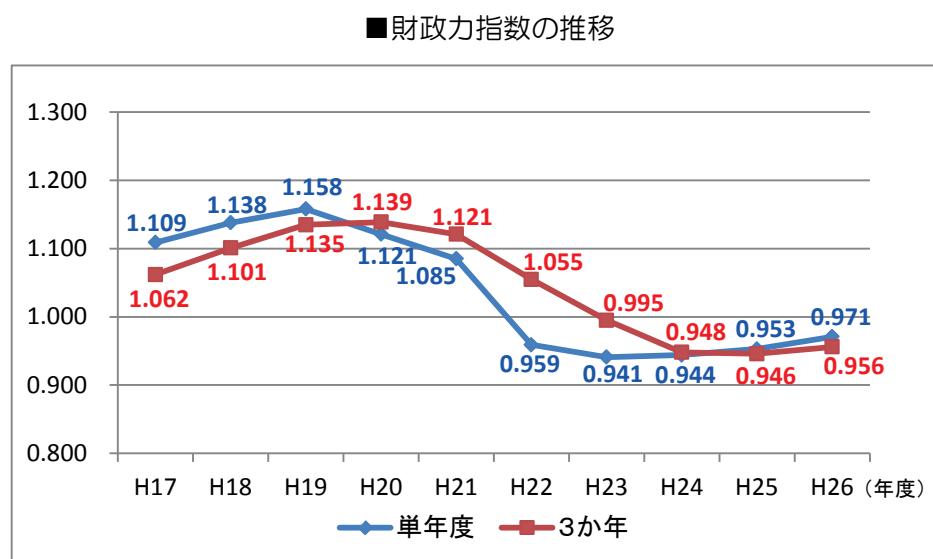
(3) 指標からみた財政状況

平成 17 年度から平成 26 年度までの財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率の 3 つの指標からみた財政状況は次のとおりです。

①財政力指数

財政力指数（3か年平均）は、景気の低迷により市税収入が減少したことなどを背景に、平成 20 年度以降下降していましたが、平成 26 年度は、市税収入が増加したことなどから 6 年ぶりに上昇しました。平成 26 年度は 0.956 で、多摩地域 26 市平均は 0.960 となっています。

なお、平成 27 年度は単年度の財政力指数が「1」を超えるものとなりました。



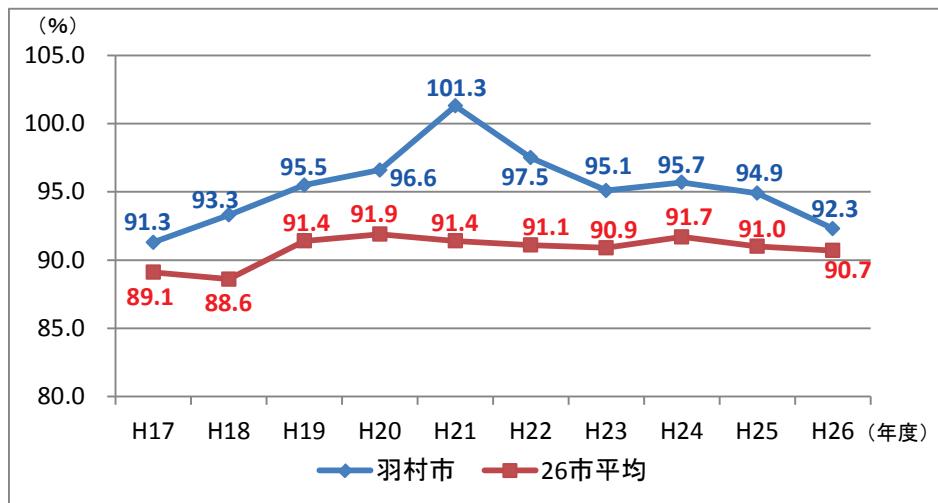
出典：羽村市決算カード

財政力指数：この数値が 1 に近く、あるいは 1 を超えるほど余裕財源を保有していることになり、通常の水準を超えた行政活動が可能となることから、財政基盤の強さや余裕度を示す指標として用いられます。通常は、当該年度を含む過去 3 年間の平均で表されますが、単年度の指数が 1 を超えると普通交付税は交付されません。

②経常収支比率

経常収支比率は、世界金融危機を契機とした世界同時不況の影響で、市税が急激に落ち込んだ平成21年度は100%を超えるものとなりましたが、2次にわたる緊急経済財政対策の取組みなどにより、その後は改善傾向にあります。平成26年度は92.3%で、多摩地域26市平均は90.7%となっています。

■経常収支比率の推移



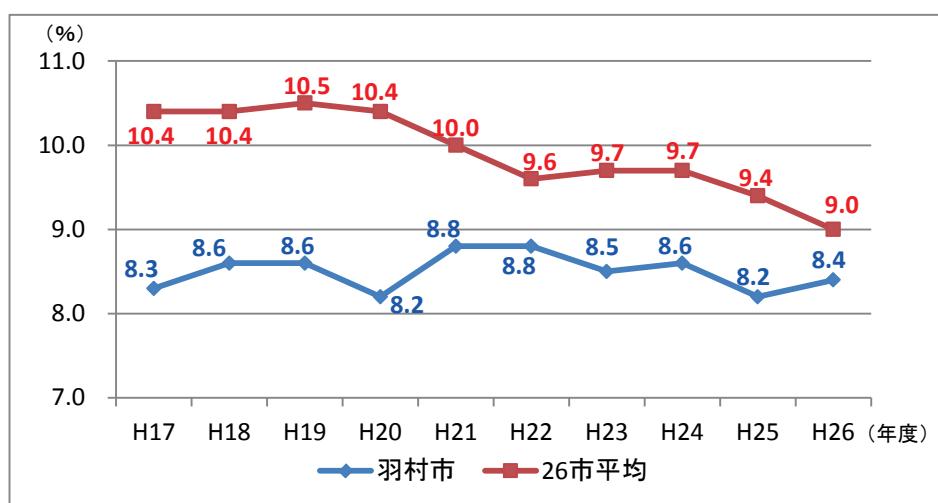
出典：羽村市財政白書

経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標として用いられます。この比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることを示します。

③公債費負担比率

公債費負担比率は、15%を超えると注意が必要とされていますが、8%台で推移しており、健全な水準にあるといえます。平成26年度は8.4%で、多摩地域26市平均は9.0%となっています。

■公債費負担比率の推移



出典：羽村市財政白書

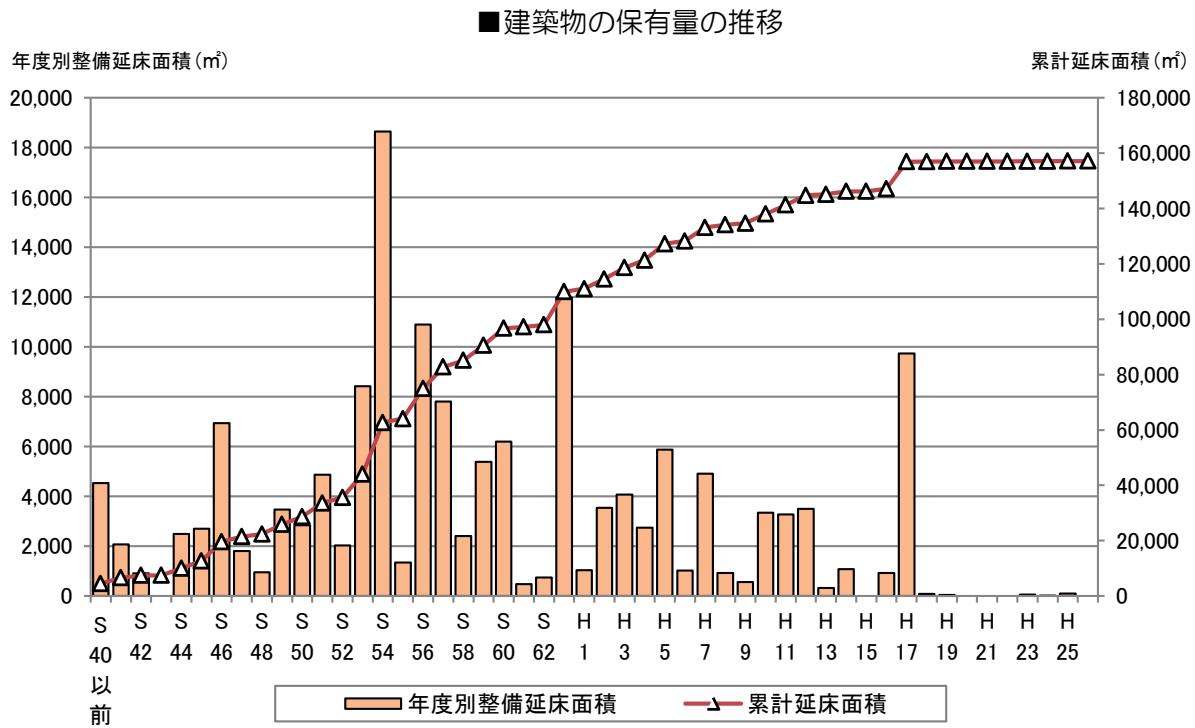
公債費：地方債(借金)の元利償還金(返済額)

公債費負担比率：財政運営の弾力性を示す指標として用いられます。この比率が低いほど財政運営に弾力性があり、比率が高くなると財政運営の硬直化を示すことになります。一般的には、15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号とされています。

3 建築物の現状

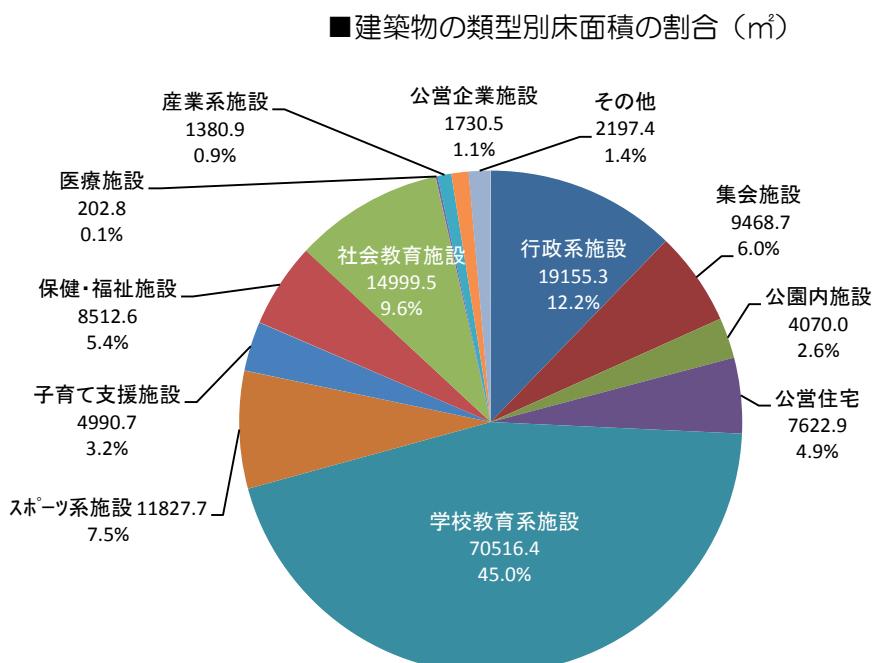
(1) 建築物の整備状況と保有量の推移

平成 28 年 1 月 1 日現在、羽村市が保有する建築物は、168 施設で、累計延床面積は約 15 万 7,000 m² となっています。



(2) 建築物の類型別床面積の割合

平成 28 年 1 月 1 日現在、建築物の類型別床面積の割合は、学校教育系施設が約 45.0% と最も多く、次いで、行政系施設が約 12.2%、社会教育施設が約 9.6%、スポーツ系施設が約 7.5%、集会施設が約 6.0% となっています。



■ 類型別建築物の保有状況

大分類		中分類		施設数		延床面積 (m ²)		建物に囲むする情報		建築物が属している土地に関する情報							
								市街地		土地開発公社所有地 (非地)		国及び都道府県等管轄地 (非地)		民間地盤地 (有効)		民間地盤地 (無効)	
						所有形態	別施設所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	箇所数
1 行政系施設	庁舎施設	8	14,727.36	5	12,116.34	4	11,817.34	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	1	289.00	0	0.00
	消防施設	6	503.59	6	916.44	6	916.44	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	2.5%	0.0%
	防災施設	4	565.24	4	1,580.71	4	1,580.71	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0.0%	0.0%
	清掃施設	3	3,359.14	3	8,020.96	3	8,020.96	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0.0%	0.0%
2 コミニティ・ 集会施設	コミニティ・ 集会施設	24	9,468.73	24	17,085.82	22	16,085.86	0	0.00	1	407.00	0	0.00	1	593.46	0	0.00
	公園内施設	45	4,069.95	38	245,616.00	29	168,295.00	3	35,239.00	0	0.00	3	37,742.00	3	4,340.00	0	0.00
4 公営住宅	公営住宅	6	7,622.93	6	12,223.27	5	11,782.25	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	1	441.02	0	0.00
	学校・教育施設	12	70,516.37	12	190,156.23	11	156,944.59	0	0.00	1	33,211.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6 スポーツ・レクリ エーション施設	屋内スポーツ施設	3	9,764.90	4	18,758.22	3	17,369.89	0	0.00	0	0.0%	1	1,388.33	0	0.00	0	0.00
	保育施設	3	2,062.82	1	33,211.64	0	0.00	0	0.0%	0	0.0%	0	0.00	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%
7 子育て支援施設	子育て支援施設	16	4,990.74	14	14,892.95	9	10,217.11	0	0.00	1	1,241.47	0	0.00	3	2,181.37	1	1,253.00
	高齢福祉施設	5	3,605.50	5	6,489.96	3	5,863.96	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	2	626.00	0	0.00
8 福祉・福祉施設	障害福祉施設	3	3,410.12	3	5,403.51	3	5,403.51	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	9.6%	0.0%
	健保福祉施設	1	1,497.02	1	2,739.89	1	2,739.89	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	14.6%	8.4%
9 社会教育施設	社会教育施設	7	14,999.52	7	19,142.29	5	18,860.57	0	0.00	0	0.0%	1	88.72	1	83.00	0	0.00
	医療施設	1	202.80	1	224.91	1	224.91	0	0.00	0	0.0%	0	0.5%	0	0.5%	0.0%	0.0%
11 産業系施設	産業系施設	2	1,380.90	2	4,190.49	1	4,190.49	1	11.6%	0.0%	0.0%	1	3,703.53	0	0.00	0.0%	0.0%
	公営企業施設	1	1,730.50	1	4,230.08	1	4,230.08	0	100.0%	0.0%	0.0%	0	0.00	0	0.00	0.0%	0.0%
13 その他	その他	18	2,197.40	18	20,789.30	17	19,389.30	0	0.00	0	0.0%	0	0.00	1	1,400.00	0	0.00
	合計 (重複部分を含まない)	168	156,675.53	146	572,991.17	120	449,984.10	3	33,618.64	6	42,922.58	13	9,973.85	1	1,253.00	0.2%	0.2%

※分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を参考に、

羽村市の実態に基づき整理しています。

※供用施設(一つの建築物に複数の機能があるもの)の延床面積は施設ごと、施設数は類型別分類に沿ってそれぞれカウントしています。

(3) 多摩地域との比較

公益財団法人東京市民町村自治調査会が、平成27年3月に東京都の市町村における建築物の維持管理に関する調査結果を「市町村の公共施設の運営に関する調査研究（以下「調査研究」という。）」として報告しています。

その中で、多摩地域26市の建築物に関する比較検討を実施しており、それらの資料から読み取れる羽村市の公共施設等の維持管理の実態について整理します。

①住民1人当たりの建築物面積

調査研究によると、羽村市の住民1人あたりの建築物面積は2.06m²/人であり、多摩地域26市の中では一番大きくなっています。

また、多摩地域26市の中で全国市部の平均である1.98m²/人を超えているのは羽村市のみとなっています。

■多摩地域26市における住民1人あたりの建築物面積（m²/人）

団体名	人口(H24)	保育所	児童館	公会堂・市民会館	公民館	図書館	博物館	体育館	集会施設	支所・出張所	職員公舎	小学校	中学校	老人福祉施設	本庁舎	合計
八王子市	553,914	0.02	0.01	0.06	0.02	0.02	0.00	0.02	0.04	0.03	-	0.74	0.46	-	0.05	1.47
立川市	174,784	0.04	0.03	0.07	-	0.05	-	-	0.06	-	-	0.77	0.46	-	0.11	1.58
武蔵野市	136,043	0.04	0.00	0.18	-	0.14	-	0.10	0.07	0.01	-	0.70	0.43	0.03	0.18	1.89
三鷹市	176,760	0.06	0.01	0.08	0.02	0.03	-	0.04	0.05	0.01	-	0.58	0.35	0.02	0.06	1.31
青梅市	137,834	-	-	0.11	-	0.04	0.02	0.12	0.04	0.00	-	0.77	0.58	-	0.17	1.86
府中市	247,126	0.05	0.02	0.18	0.01	0.04	0.08	0.08	0.05	0.00	-	0.60	0.49	0.03	0.09	1.72
昭島市	111,407	0.01	0.01	0.04	0.03	0.02	-	0.02	0.04	0.01	-	0.75	0.40	-	0.13	1.45
調布市	218,683	0.04	0.03	0.15	0.01	0.04	0.00	0.01	0.02	0.00	-	0.59	0.28	0.02	0.06	1.27
町田市	420,243	0.01	0.01	0.08	0.01	0.03	0.00	0.08	0.02	0.00	-	0.78	0.44	-	0.09	1.55
小金井市	113,726	0.03	0.01	0.05	-	0.02	-	-	0.02	0.00	-	0.56	0.38	-	0.08	1.15
小平市	180,759	0.04	0.01	0.10	0.06	0.06	-	0.05	0.06	0.01	-	0.68	0.36	-	0.09	1.51
日野市	175,885	0.04	0.03	0.05	0.00	0.04	-	0.01	0.10	0.00	-	0.62	0.40	-	0.07	1.37
東村山市	150,651	0.03	0.03	-	-	-	-	-	0.01	0.00	-	0.66	0.36	-	0.07	1.36
国分寺市	115,514	0.04	0.02	0.09	-	-	-	-	-	-	-	0.49	0.27	-	0.05	0.96
国立市	72,909	0.04	0.02	0.04	0.02	0.03	-	0.08	0.04	0.00	-	0.62	0.31	-	0.10	1.31
福生市	56,919	-	0.03	0.08	0.03	0.06	-	0.15	0.06	-	-	0.66	0.37	-	0.18	1.64
狛江市	76,025	0.05	0.02	0.06	0.07	0.02	-	0.08	0.04	0.00	-	0.56	0.34	-	0.11	1.35
東大和市	83,567	0.01	0.03	0.11	0.05	0.04	0.03	0.06	0.07	0.00	-	0.65	0.39	-	0.07	1.53
清瀬市	73,053	0.06	0.04	0.04	-	0.05	0.03	0.02	-	0.00	-	0.70	0.44	-	0.06	1.44
東久留米市	114,355	0.06	0.03	-	-	-	-	-	0.07	0.00	-	0.73	0.42	-	0.11	1.47
武蔵村山市	70,740	0.01	0.01	0.09	0.01	0.01	-	0.08	0.09	0.01	-	0.78	0.49	-	0.09	1.68
多摩市	144,058	0.01	0.02	0.09	0.06	0.07	-	0.07	0.06	0.00	-	0.88	0.53	-	0.08	1.89
稻城市	84,502	0.05	0.02	-	-	-	-	-	0.07	0.01	-	0.78	0.49	-	0.07	1.68
羽村市	56,123	0.03	0.06	0.03	0.17	0.06	0.03	0.11	0.14	-	-	0.70	0.47	-	0.25	2.06
あきる野市	81,364	0.01	0.04	0.05	0.04	0.08	-	0.14	0.09	0.08	-	0.64	0.49	-	0.15	1.80
西東京市	194,533	0.07	0.05	0.07	0.03	0.03	-	0.03	0.03	0.00	-	0.64	0.35	-	0.10	1.40
多摩市部合計	4,021,477	0.03	0.02	0.08	0.02	0.04	0.01	0.05	0.05	0.01	0.00	0.69	0.42	0.01	0.09	1.51
全国市部合計	114,947,770	0.06	0.01	0.09	0.07	0.03	0.05	0.10	0.09	0.05	0.00	0.83	0.49	0.01	0.09	1.98

(出典)総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口(市区町村別)」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成26年1月1日現在)」、「公共施設状況調査経年比較表」から作成

出典:市町村の公共施設の運営に関する調査研究(H27.3 公益財団法人東京市民町村自治調査会)

②住民1人当たりの維持補修費・普通建設事業費

調査研究によると、平成22年度から平成24年度までの住民1人あたりの維持補修費・普通建設事業費の平均は、羽村市が20,250円/人で、東大和市の19,330円/人に次ぐ低さで抑制しており、多摩地域26市の平均は約39,820円、全国市部の平均は52,360円となっています。

なお、維持補修費及び普通建設事業費は、建築物及びインフラ施設の合算費用で算出されています。

■多摩地域26市における住民1人あたりの維持補修費・普通建設事業費（千円/人） 【3か年平均】

団体名	維持補修費	普通建設事業費	合計
八王子市	3.56	35.46	39.02
立川市	4.09	31.25	35.34
武蔵野市	4.28	44.67	48.95
三鷹市	1.60	42.69	44.29
青梅市	2.06	56.07	58.13
府中市	3.83	52.70	56.52
昭島市	1.75	34.54	36.30
調布市	2.84	37.23	40.07
町田市	2.48	43.08	45.55
小金井市	1.64	50.24	51.88
小平市	1.12	25.87	26.99
日野市	1.63	34.92	36.55
東村山市	1.05	21.04	22.10
国分寺市	2.64	52.98	55.62
国立市	1.71	28.22	29.93
福生市	1.19	21.92	23.12
狛江市	1.20	28.47	29.67
東大和市	1.37	17.96	19.33
清瀬市	0.38	28.27	28.65
東久留米市	1.66	20.85	22.51
武蔵村山市	1.62	31.27	32.89
多摩市	1.96	22.68	24.64
稲城市	2.38	94.30	96.68
羽村市	1.85	18.40	20.25
あきる野市	0.83	38.71	39.54
西東京市	1.38	32.08	33.46
多摩市部平均	2.35	37.47	39.82
全国市部平均	4.61	47.75	52.36

(出典)総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口(市区町村別)」、「平成22年度市町村別決算状況調」、「平成23年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成

出典:市町村の公共施設の運営に関する調査研究(H27.3 公益財団法人東京都市町村自治調査会)

③歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合

調査研究によると、平成 22 年度から平成 24 年度までの歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合の平均は、羽村市が 5.64%で多摩地域 26 市の中で一番低くなっています。多摩地域 26 市の平均は 11.44%、全国市部の平均は 13.01%となっています。

なお、維持補修費及び普通建設事業費は、建築物及びインフラ施設の合算費用で算出されています。

■多摩地域 26 市の歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合 (%)
【3か年平均】

団体名	歳出総額に占める維持補修費の割合	歳出総額に占める普通建設事業費の割合	歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合
八王子市	1.06	10.57	11.63
立川市	1.07	8.18	9.25
武蔵野市	1.02	10.61	11.63
三鷹市	0.44	11.76	12.21
青梅市	0.55	14.92	15.47
府中市	1.04	14.35	15.39
昭島市	0.50	9.95	10.45
調布市	0.81	10.67	11.48
町田市	0.76	13.16	13.92
小金井市	0.48	14.77	15.25
小平市	0.35	8.18	8.53
日野市	0.49	10.48	10.97
東村山市	0.33	6.55	6.88
国分寺市	0.72	14.50	15.22
国立市	0.48	7.98	8.46
福生市	0.31	5.70	6.02
狛江市	0.37	8.75	9.12
東大和市	0.42	5.45	5.87
清瀬市	0.10	7.74	7.84
東久留米市	0.52	6.53	7.05
武蔵村山市	0.44	8.42	8.86
多摩市	0.58	6.71	7.29
稻城市	0.63	24.87	25.50
羽村市	0.51	5.12	5.64
あきる野市	0.23	10.75	10.98
西東京市	0.41	9.48	9.89
多摩市部平均	0.67	10.77	11.44
全国市部平均	1.15	11.87	13.01

(出典) 総務省「平成 22 年度市町村別決算状況調」、「平成 23 年度市町村別決算状況調」、「平成 24 年度市町村別決算状況調」から作成

出典：市町村の公共施設の運営に関する調査研究（H27.3 公益財団法人東京市町村自治調査会）

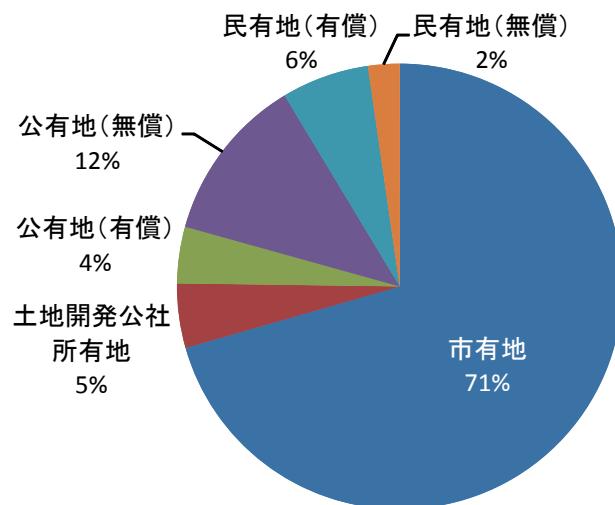
4 土地及びインフラ施設の現状

(1) 土地の保有状況

羽村市が所有及び借用している土地は約 84 万 6,000 m²で、その中で市有地は約 59 万 7,000 m²（約 70.6%）となっており、残りの約 29.4%については借地（有償・無償）となっています。

また、借地のうち、土地開発公社所有地（借地）の約 40,000 m²（約 4.7%）については、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に買い取りした土地であり、購入目的に即した土地活用等を検討し、適切な時期に羽村市が購入することとなっています。

■土地の所有形態別敷地面積の割合



■ 類型別土地の保有状況

大分類	中分類	箇所数	合計			上段：敷地面積内訳						下段：構成割合						
			市有地		面積 (m ²)	土地開発公社所有地 (借地)		面積 (m ²)	国及び都有地等借地 (有償)		面積 (m ²)	國及び都有地等借地 (無償)		面積 (m ²)	民有地借地 (有償)		面積 (m ²)	
			所有形態	別箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)		
1 行政系施設用地	疗舍等施設用地	5	5	12,116.34	4	11,817.34	0	0.00	0	0.00	0	0	0.00	1	299.00	0	0.00	
	消防施設用地	6	6	916.44	6	916.44	0	97.5%	0	0.0%	0	0.00	0	0	0.00	0	0.00	
	防災施設用地	4	4	1,580.71	4	1,580.71	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0	0.00	0	0.00	
	清掃施設用地	3	3	8,020.96	3	8,020.96	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0	0.00	0	0.00	
2 コミュニティ・集会施設用地	コミュニティ・集会施設用地	24	24	17,085.82	22	16,085.36	0	100.0%	1	0.0%	0	0.00	1	593.46	0	0.00	0	0.00
	公園内施設用地	105	115	370,991.72	74	233,501.45	3	35,239.00	0	0.0%	19	80,407.66	13	15,990.16	6	5,853.45	1	1.6%
4 公営住宅用地	公営住宅用地	6	6	12,223.27	5	11,782.25	0	0.0%	0	0.0%	0	0.00	1	441.02	0	0.00	0	0.0%
	学校・教育施設用地	15	15	192,582.92	11	156,944.59	0	96.4%	0	0.0%	1	33,211.64	0	0.00	2	1,704.69	1	722.00
6 スポーツ・レクリエーション施設用地	屋内スポーツ施設用地	3	4	18,758.22	3	17,369.89	0	92.6%	0	0.0%	1	0.00	1	1,388.33	0	0.00	0	0.0%
	保養施設用地	1	1	33,211.64	0	0.00	0	100.0%	1	0.0%	1	33,211.64	0	0.00	0	0.00	0	0.0%
7 子育て支援施設用地	子育て支援施設用地	14	14	14,892.95	9	10,217.11	0	68.6%	0	0.0%	1	1,241.47	0	0.00	3	2,181.37	1	1,253.00
	高齢福祉施設用地	14	14	13,465.57	4	6,810.96	0	50.6%	0	0.0%	0	0.00	5	2,293.37	5	4,361.24	32.4%	
8 保育・福祉施設用地	障害福祉施設用地	3	3	5,403.51	3	5,403.51	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.0%
	健康福祉施設用地	1	1	2,739.89	1	2,739.89	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.0%
9 社会教育施設用地	社会教育施設用地	7	7	19,142.29	5	18,960.57	0	99.1%	0	0.0%	1	88.72	1	93.00	0	0.00	0	0.0%
	医療施設用地	1	1	224.91	1	224.91	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.0%
11 産業系施設用地	産業系施設用地	26	26	18,180.27	9	3,241.92	1	732.26	0	0.0%	8	7,068.93	0	0.00	8	7,137.16	39.3%	
	公営企業施設用地	1	1	4,230.08	1	4,230.08	0	100.0%	0	0.0%	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.0%
13 その他用地	その他用地	296	301	145,803.08	264	98,139.70	2	3,533.28	1	933.93	5	13,004.35	29	30,191.77	0	0.00	0	0.0%
	合計（重複部分を含まない）	525	542	846,417.06	421	597,287.22	6	39,504.54	4	34,552.62	34	101,957.99	56	53,787.84	21	19,326.85	2.3%	

※国及び都有地等借地は、国、東京都に加えて、住民や一般企業と異なり、早急な土地の購入要望等が生じにくい、日本道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、日本郵便株式会社、西多摩農業協同組合を含めている。

(2) インフラ施設の保有状況

インフラ施設の保有状況は、次のとおりとなっています。

■インフラ施設の保有状況（平成 28 年 1 月 1 日現在）

種別	内容	数量
道路	道路延長	147,269m
橋りょう	橋りょう数	7 橋
上水道	管路延長	197,867m
	導水管	896m
	送水管	7,679m
	配水管	189,292m
	上水道施設	5 箇所
下水道	管路延長	248,992m
	汚水管	183,458m
	雨水管	65,534m
公園等	面積	370,991.72 m ²
	箇所数	105 箇所

【道路】 土地区画整理事業実施地区内の道路については、幹線道路・準幹線道路・生活道路等に区分され、基本的に雨水排水機能や交通安全施設等が備わっています。

一方、土地区画整理事業未実施地区の道路については、一部の拡幅改良された道路を除くと、多くが狭あいな道路となっており、雨水排水機能や隅切りなどの整備が課題となっています。

【橋りょう】 橋長 15m以上の 3 橋が建設後 30 年以上を経過し、水路に架かっている 4 橋（いずれも橋長 3m程度）の内、1 橋を除いて建設後 30 年以上経過しています。

【上水道】 導水管の整備総延長は、896m、送水管の整備総延長は、7,679m、配水管の整備総延長は、18 万 9,292mで、上水道普及率は 100%となっています。

多摩川沿いにある 3 か所の浅井戸を水源として地下水を取水し、浄水場で処理された水は送水管を通り、2 か所の配水塔に運ばれ、そこから自然流下により配水管を通じ、各家庭や事業所等に給水しています。

【下水道】 汚水管の整備総延長は、18 万 3,458mで、下水道普及率がほぼ 100% となっています。

雨水管の整備総延長は、6 万 5,534mで整備率は約 54.3% となっています。

【公園等】 105 箇所あり、このうち、縁地等で建築物を有しない公園を除くと 34 箇所の公園等に括ることができます、最も古い公園は昭和 41 年に供用開始しています。

第4章 建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 建築物の管理に関する基本的な方針

(1) 建築物の現状や課題に関する基本認識

羽村市が保有する建築物 168 施設、延べ床面積約 15 万 7,000 m²について、更新周期を 60 年、建築後 30 年に大規模改修を実施する条件で、現在と同じ床面積に更新したと仮定した場合、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間における維持補修及び更新費用を一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフト（以下「更新費用試算ソフト」という。）で算定すると、約 450.1 億円（年平均約 15.0 億円）が必要となります。

ただし、更新費用試算ソフトは全国の平均的な 4 つの施設類型ごとに標準的な費用を算定しているため、近年の羽村市における維持補修及び更新に係る費用の実態を踏まえ、計画期間内 30 年間の費用を算定した結果、約 414.9 億円（年平均約 13.8 億円）と試算されました。

一方、平成 17 年度から平成 26 年度（10 年間）までにおける建築物の普通建設事業費及び維持補修費の決算額は約 118 億円（年平均約 11.8 億円）であり、計画期間内もこの経費が継続すると仮定した場合、計画期間内における維持補修・更新費用の財源は約 354 億円となり、約 60.9 億円（年平均約 2.0 億円）の財源不足が予測されます。

このため、将来に渡って安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を可能とするためには、建築物の最適化への取組みが必要になります。

更新費用試算ソフトによる維持補修・更新費用

約 450.1 億円（約 15.0 億円/ 年）

建築物の管理に関する維持補修・更新費用*

約 414.9 億円（約 13.8 億円/ 年）

計画期間内における財源予測

約 354 億円（約 11.8 億円/ 年）

財源不足

約 60.9 億円

* 資料編 87 頁以降に費用の内訳及び算定根拠を掲載しています。

維持補修：公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかは問わない。
更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り換え、同程度の機能に再整備すること。

(2) 建築物の最適化に関する取組み

建築物の最適化に関する取組みとして、今後30年間における建築物の管理に関する維持補修・更新費用は約414.9億円と試算されますが、計画期間内における財源予測は約354億円であるため、約60.9億円の財源不足を解消していく必要があります。

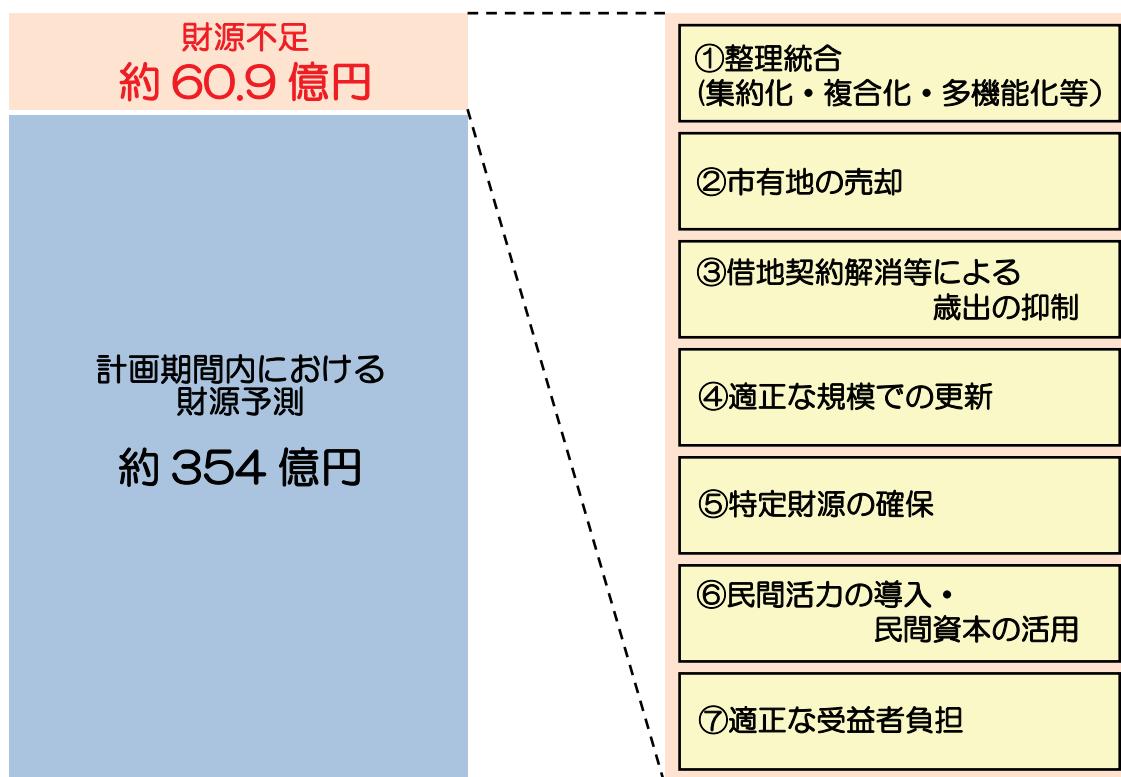
建築物の最適化に関する目標

約60.9億円/30年 (約2.0億円/年)

の財源不足を解消

今後30年間における財源不足を解消するため、建築物の大規模改修や更新などの段階における整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、土地活用の方針が定まつていない市有地の売却、借地契約解消等による歳出の抑制、施設の利用状況に応じた適正な規模での更新、新たな特定財源の確保、施設の建設・維持管理等における民間活力の導入・民間資本の活用、適正な受益者負担の導入などの手法を活用し、目標の達成に向けた取組みを行います。

■ 財源不足解消の取組み

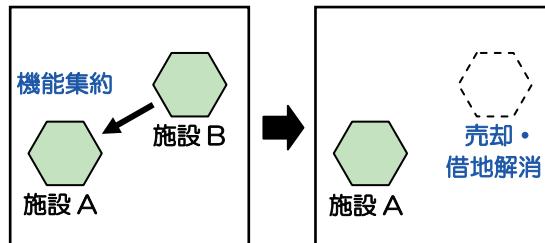


①整理統合（集約化・複合化・多機能化等）

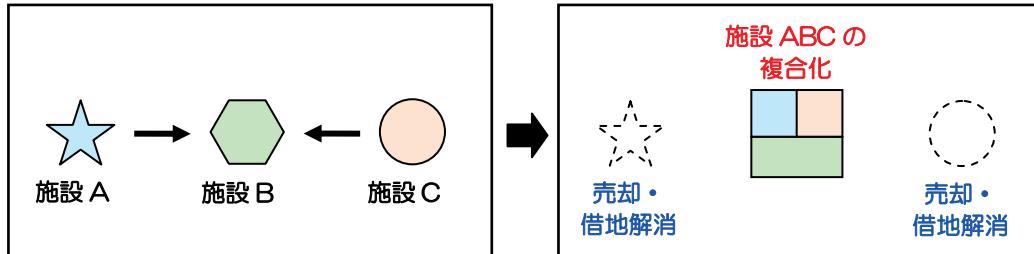
建築物の大規模改修や更新などの段階で整理統合（集約化、複合化、多機能化等）を図り、施設の維持管理費用の軽減を図ります。

集約化	:	同一の機能を有する施設を1つの施設に集めること
複合化	:	異なる機能を有する施設を1つの施設に集めること
多機能化	:	複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること

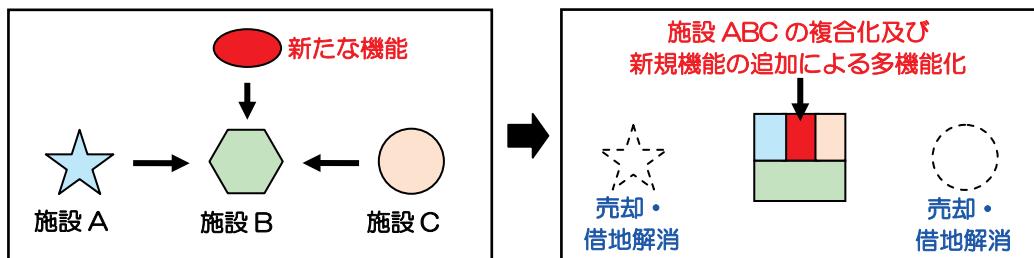
■施設の集約化のイメージ



■施設の複合化のイメージ



■施設の多機能化のイメージ



②市有地の売却

整理統合により使用しなくなった市有地については、売却又は民間への有償による貸し付けなどを行い、時期を捉えて土地の売却を進めます。

それらによって得られた財源は、公共施設等の維持補修・更新費用として公共施設整備基金に積み立てるなどの活用を図っていきます。

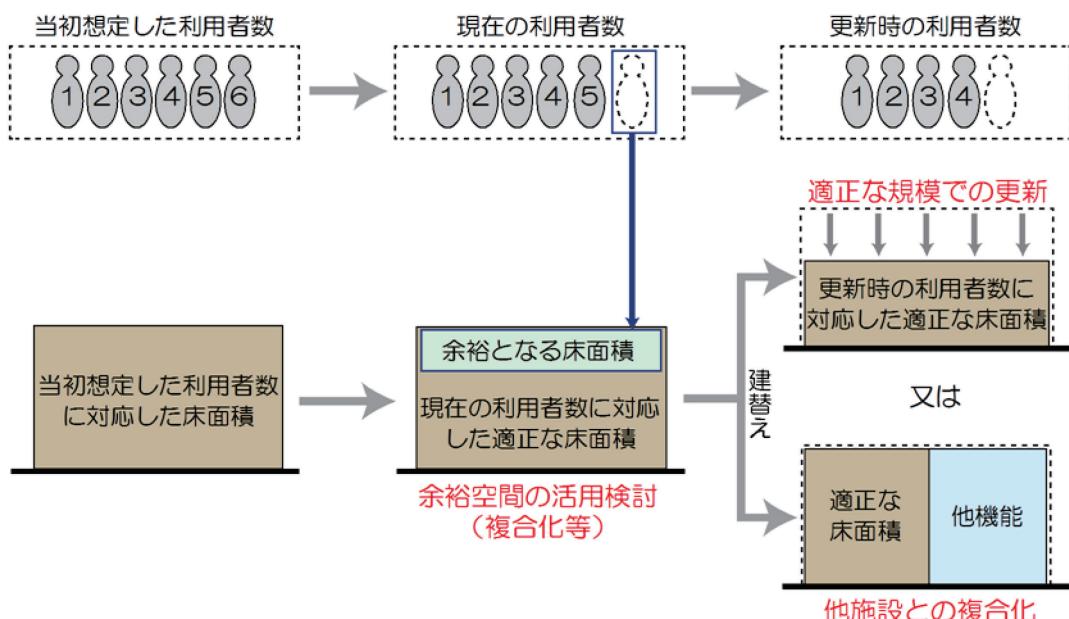
③借地契約解消等による歳出の抑制

整理統合により使用しなくなった借地については、借地契約の解消を進め、土地の借地料相当額を公共施設等の維持補修・更新費用として公共施設整備基金に積み立てるなどの活用を図っていきます。

④適正な規模での更新

整理統合の検討後、単独での更新を行う場合は施設の利用状況を予測し、適正な規模での減築による更新や他施設との複合化を検討します。

■適正な規模での更新のイメージ



⑤特定財源の確保

国及び東京都の補助金等を建築物の維持補修・更新費用として、積極的に活用します。

⑥民間活力の導入・民間資本の活用

民営化以外にも、新たな建築物の整備や運営等において、民間活力を積極的に活用する手法であるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の導入など、更なる民間活力の導入・民間資本の活用を図り、民間の資金やノウハウを活用することで、羽村市が負担していた建設費用や管理運営コストを軽減し、軽減した費用を公共施設等の維持管理・更新費用として公共施設整備基金に積み立てるなどの活用を図っていきます。

すでに、指定管理者制度を導入している施設についても、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

※PFI(PPP)：官民のパートナーシップ。国や地方公共団体が提供してきた行政サービスに民間の資金や技術、ノウハウを取り入れること。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。

⑦適正な受益者負担

適正な受益者負担に関する検討を行い、必要に応じて、使用料等の見直し等を行います。

(3) 社会的要請（新規施設の設置）に向けた検討

今後の建築物の新規整備については、人口減少、少子高齢化の進展による影響に対応し、これから社会的状況の変化による新たな行政サービスの要請により、スクラップアンドビルトの観点に立ち、取組みます。

■新規施設設置の考え方

建設手法の優先順位	特徴
①整理統合（多機能化）による設置	<ul style="list-style-type: none"> 新規導入機能に求められる床面積が少ない場合に有効な手法 施設設置において新たな敷地の確保が不要 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 減少又は維持 ●総土地面積 ⇒ 減少 <p>新たな機能</p> <p>施設 A → 施設 B → 施設 C</p> <p>施設 ABC の複合化及び新規機能の追加による多機能化</p> <p>売却・借地解消</p>
②整理統合（集約化・複合化）により空いた市有地等で設置	<ul style="list-style-type: none"> 多機能化では必要な床面積が確保できない場合に有効な手法 建設する敷地については借地でなく市有地を優先 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 増加の可能性大 ●総土地面積 ⇒ 減少又は維持 <p>施設 A → 施設 B → 施設 C</p> <p>施設 ABC の複合化</p> <p>売却・借地解消</p> <p>新規施設設置</p>
③新たな土地を確保して設置	<ul style="list-style-type: none"> 整理統合では必要な床面積が確保できない場合の手法 新たな敷地の確保を行い建設 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 增加 ●総土地面積 ⇒ 増加 <p>※他の施設の整理統合を進め、全体としては縮減</p> <p>新たな敷地確保</p> <p>新規施設設置</p>

(4) 建築物の管理に関する基本的な考え方

建築物の維持保全に際しては、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、多くの市民に利用されている 300 m²以上の 63 施設について、4つの基本方針（①安全で良好な機能の維持保全、②建築物の長寿命化、③環境負荷の低減、④維持保全に係るコストの最適化）に沿って、予防保全型の維持管理を行います。

300 m²未満の 105 施設については、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

建築物の大規模改修や更新（建替え）などの際には、周辺施設も含めた整理統合（集約化、複合化、多機能化等）、民間活力の導入・民間資本の活用等の検討を進め、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を目指します。

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進について、羽村市が率先して取り組んでいるため、公共施設への更なる導入について検討します。

建築から 30 年が経過し、大規模改修を行う建築物については、建築基準法及び関係法令等（建築物の耐震改修の促進に関する法律[耐震改修促進法]、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律[バリアフリー新法]、エネルギーの使用の合理化等に関する法律[省エネ法]、景観法等）に基づき対応します。

羽村駅西口土地区画整理事業地区内は、事業における移転（工事）時期を見据え、建築物の効率的な利活用や整理統合などについて検討します。

①点検・診断等の実施方針

「羽村市公共建築物維持保全計画」において定めている「劣化度判定点検項目」について、施設管理者による日常点検における情報、専門家による定期点検による情報を建築物の維持管理を所管する部署において年 1 回集約し、必要に応じた現地での確認点検を経て総合的に劣化度判定を行います。

点検・診断等の履歴については集積・蓄積し、老朽化対策に生かしていきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

「羽村市公共建築物維持保全計画」に定めた計画的大規模改修と各施設の劣化に関する点検結果から導かれた補修工事について、建築物の維持管理を所管する部署が一元管理を行い、財政状況に応じた優先順位を定め、トータルコストの縮減及び平準化を図りながら、適切な施設の維持管理を行います。

今後、廃止が予定される施設については、明らかな劣化が生じた段階で補修を行う事後保全による維持管理の対象とします。

維持管理・修繕・更新等の工事履歴については、建築物の維持管理を所管する部署が集積・蓄積を行い、「羽村市公共建築物維持保全計画」の見直しにおける基礎資料として活用します。

③安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、老朽化に伴う施設の安全性の確保が困難となった建築物については、市民の使用を避けるなどの対応を行い、安全確保のための工事の施工、建築物の取り壊し等についての方針を定め、方針に沿った事業を実施することで、施設利用者の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「羽村市耐震改修促進計画」及び、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、計画的な耐震診断及び耐震改修を行います。

市民が利用しない小規模な建築物や今後の方向性が定まっている建築物等については、原則として耐震化の対象からは外し、その後の状況に応じて耐震化の対応を図ります。

⑤長寿命化の実施方針

「羽村市公共建築物維持保全計画」における主要な建築物の予防保全型維持管理を主とした建築物の「保全計画の立案」、「保全業務の実施」、「保全業務の評価」、「保全業務の改善」のP D C Aサイクルによる、適切な維持管理を実施することで、建築物の長寿命化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

計画で定めた建築物の最適化に関する30年間の財源不足の解消を実現するため、市民ニーズへの対応を図るための整理統合（集約化・複合化・多機能化等）の取組みを進めつつ、民間活力の導入・民間資本の活用、市有地の売却、適正な受益者負担等、様々な側面から財源不足を解消する手法を検討し、実施します。

また、更新時期に達しない建築物においても、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

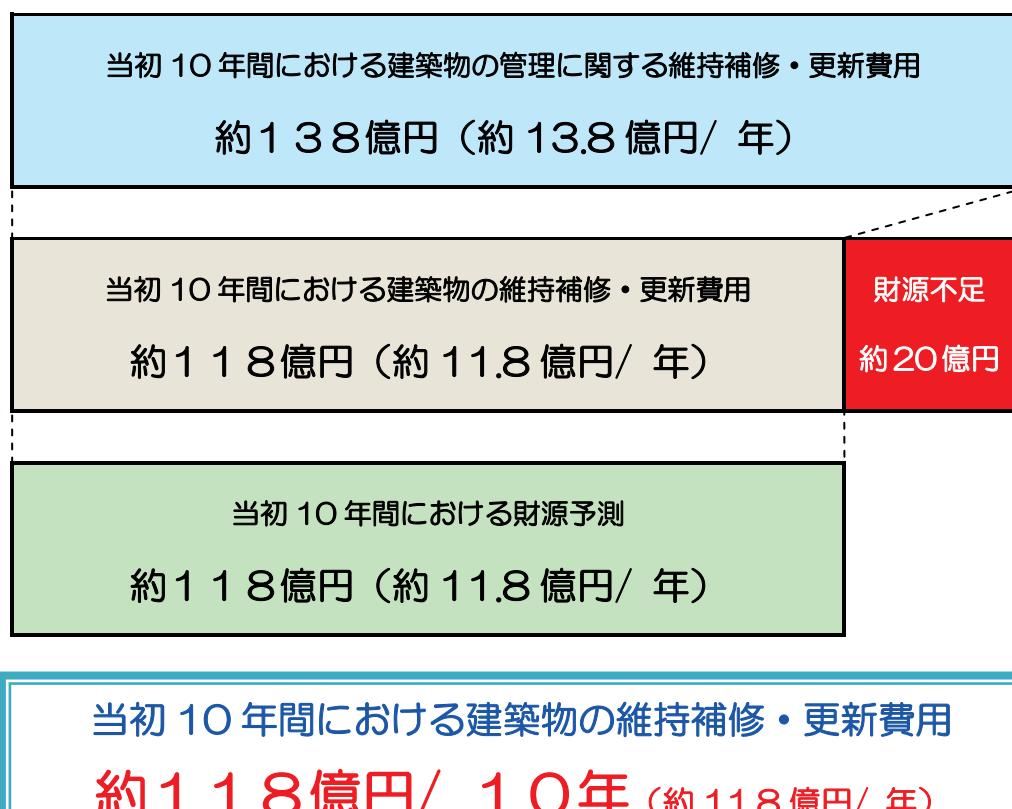
建築物の安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの縮減のため、施設管理者は建築物の維持管理・更新を所管する部署に対して年1回の施設の劣化情報に関する報告を行い、建築物の維持補修・更新を所管する部署は、「羽村市公共建築物維持保全計画」に定めた大規模改修工事と劣化箇所の補修工事とのバランスを見ながら、維持管理を進めます。

適宜、職員研修を実施し、情報の共有、意識の向上に努めるとともに、外部講習会への参加、建築物の劣化状況を的確に判断できる技術者の育成など、維持保全に関する技術力の蓄積に努めます。

(5) 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

平成 28 年度から平成 57 年度の 30 年間における計画期間のうち、当初 10 年間における建築物の管理に関する維持補修・更新費用は、約 138 億円であり、財源不足が、約 20 億円と推計されるため、当初 10 年間における建築物の維持補修・更新費用は、約 118 億円になります。

なお、当初 10 年間における建築物の管理に関する維持補修・更新費用は、約 138 億円のため、30 年間の全体費用（約 414.9 億円）の約 33.3% を占めます。



■建築物の管理に関する費用

単位: 億円

	30 年間(28-57)		10 年間(28-37)		20 年間(38-57)	
	費用	財源予測	費用	財源予測	費用	財源予測
建築物	414.9	354.0	138.0	118.0	276.9	236.0

これらの試算は（1）建築物の現状や課題に関する基本認識に記したとおり、更新周期を 60 年、大規模改修を 30 年で実施する条件として設定していますが、羽村市においては建築物の長寿命化を推進しており、この周期で、更新及び大規模改修は実施していません。そのため、すでに大規模改修の 30 年を経過している建築物、計画の初期 10 年間に大規模改修等の時期を迎える建築物を洗い出したところ、次の頁のとおりとなりました。

これを、更新費用試算ソフトで算定すると、建築から 30 年を経過した建築物の大規模改修等の費用は約 59.5 億円となり、初期 10 年間に建築から 30 年を迎える建築物の大規模改修等の費用は約 70.6 億円となったため、この 2つを合わせると、約 130.1 億円が試算されました。

■大規模改修の時期(建築後 30 年)を経過した建築物および維持補修費用

単位:万円	
行政系施設	42,562
市役所本庁舎	19,919
市役所分庁舎	15,343
第一分団消防車庫	1,511
第二分団消防車庫	1,373
第三分団消防車庫	1,511
第五分団消防車庫	1,323
第六分団消防車庫	1,582
コミュニティ・集会施設	135,326
コミュニティセンターじゅらく苑	38,169
加美会館	8,318
栄会館	5,916
本町会館	4,437
神明台会館	4,250
緑ヶ丘会館	5,984
富士見平会館	8,167
小作本町会館	5,918
美原会館	4,042
中央館	11,360
清流会館	3,666
奈賀会館	4,162
三矢会館	5,791
小作台東会館	6,076
五ノ神会館	9,132
天王台会館	9,937
公園内施設	21,651
動物公園	21,651
公営住宅	106,365
美原団地	35,374
間坂団地	30,258
玉川団地	12,140
栄町団地	28,594
学校・教育系施設	174,267
栄小学校	18,377
松林小学校	13,226
小作台小学校	29,053
武蔵野小学校	12,801
羽村第三中学校	100,810
子育て支援施設	20,475
しらうめ保育園	10,314
中央児童館	8,709
奈賀学童クラブ	1,452
保健・福祉施設	29,789
老人福祉センターじゅらく苑	18,716
老人福祉館 神明苑	3,917
シルバー人材センター分室	4,299
福祉作業所スマイル工房	2,856
社会教育施設	33,557
郷土博物館	31,143
図書館川崎分室	732
図書館加美分室	962
図書館富士見平分室	720
産業系施設	21,003
産業福祉センター	21,003
その他	10,425
富士見斎場	10,425
総計	595,420

■当初 10 年間に大規模改修の時期(建築後 30 年)を迎える建築物および維持補修費用

単位:万円	
行政系施設	25,864
市役所第2車庫棟	2,754
三矢会館連絡所	507
羽村駅西口土地区画整理事務所	4,244
第四分団消防車庫	1,499
東部地域備蓄倉庫	3,394
中央地域備蓄倉庫	2,528
西部地域備蓄倉庫	3,565
クリーンセンター	7,374
コミュニティ・集会施設	27,342
川崎会館	6,607
緑ヶ丘三町会館	2,794
田ノ上会館	1,735
東会館	5,459
小作台西会館	6,524
緑ヶ丘第二会館	1,605
上水会館	2,618
公園内施設	16,826
公営住宅	23,224
富士見平高齢者住宅	6,593
羽加美団地	16,631
学校・教育系施設	393,225
羽村東小学校	14,535
羽村西小学校	97,342
富士見小学校	25,789
栄小学校	1,870
松林小学校	136
武蔵野小学校	391
羽村第一中学校	59,962
羽村第二中学校	58,293
羽村第三中学校	51,017
ハケ岳少年自然の家	83,890
スポーツ・レクリエーション系施設	104,369
スイミングセンター	64,596
自然休暇村	31,362
自然休暇村(別荘)	2,748
自然休暇村(従業員宿舎)	5,662
子育て支援施設	21,482
西児童館	13,588
東学童クラブ	2,069
小作台学童クラブ	1,561
富士見学童クラブ	2,252
栄学童クラブ	2,012
保健・福祉施設	44,121
高齢者在宅サービスセンターいこいの里	33,206
シルバー人材センター事務所	8,943
障害者就労支援センターエール	1,971
社会教育施設	8,760
郷土博物館	5,610
小作台図書室	3,150
医療施設	4,056
平日夜間急患センター	4,056
公営企業施設	29,419
水道事務所	29,419
その他	7,299
総計	705,985

上記建築物の老朽化の実態と改修の優先度および建築物の今後のあり方を見据え、当初 10 年間ににおいて更新及び大規模改修の内容を具体的に検討するため、次の頁に掲げる建築物の取組みを推進していきます。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
市役所第2車庫棟		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
小作台連絡所		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
第五分団消防車庫	耐震診断の実施	
第六分団消防車庫	耐震診断の実施	
クリーンセンター	青梅市への事務委託により廃止	
コミュニティセンターじゅらく苑	集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)	大規模改修の実施
加美会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
中央館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
栄会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
三矢会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
本町会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
神明台会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
緑ヶ丘会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
富士見平会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
小作本町会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
美原会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
五ノ神会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
緑ヶ丘第二会館		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
動物公園	管理棟の設計・更新 借地契約の検討	

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
江戸街道公園	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	土地活用方針の検討
天竺運動公園（公社所有）	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
グリーントリム公園	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
神明台公園		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
天竺運動公園（民有地）		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
なかよし児童遊園		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
小作台小学校	大規模改修の実施	
羽村第三中学校	大規模改修の設計	大規模改修の実施
羽村東小学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)
羽村第一中学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)
松林小学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (児童数の状況を含む)
ハケ岳少年自然の家	借地契約の検討	
弓道場		東日本高速道路株式会社 所有地の購入
自然休暇村	借地契約の検討	
しらうめ保育園	民営化の実施	
東学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
松林学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
富士見学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
富士見第二学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
栄学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
栄第二学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
老人福祉センターじゅらく苑	集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)	大規模改修の実施
老人福祉館神明苑	施設の廃止	
シルバー人材センター分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	
福祉作業所スマイル工房	集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)	
小作台図書室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (会館利用者の状況を含む)	
図書館加美分室	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
図書館川崎分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	
図書館富士見平分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	
産業福祉センター	耐震診断の実施 借地契約の検討	
富士見斎場	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	

2 建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建築物の施設類型ごとの分類については、更新費用試算ソフトの分類表を参考に、羽村市の実態に基づき整理しています。

なお、建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、施設類型ごとに該当する施設数等を勘案して、計画期間内（平成28年度～平成57年度）における方針を、次の分類単位で定めます。

■施設類型別の分類

大分類	中分類	小分類
(1)行政系施設	(1)-1 庁舎等施設	本庁舎等、連絡所、その他
	(1)-2 消防施設	消防団用消防車庫
	(1)-3 防災施設	備蓄倉庫
	(1)-4 清掃施設	リサイクルセンター、クリーンセンター、ストックヤード
(2)コミュニティ・集会施設		コミュニティセンター、地域集会施設、学習等供用施設
(3)公園内施設		管理棟、トイレ、その他
(4)公営住宅		市営住宅
(5)学校・教育施設		小学校、中学校、教育相談室、少年自然の家
(6)スポーツ・レクリエーション施設	(6)-1 屋内スポーツ施設	スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場
	(6)-2 保養施設	自然休暇村
(7)子育て支援施設		保育園、児童館、学童クラブ
(8)保健・福祉施設	(8)-1 高齢福祉施設	いこいの里、老人福祉センター、シルバー人材センター、その他
	(8)-2 障害福祉施設	福祉センター、その他
	(8)-3 健康福祉施設	保健センター
(9)社会教育施設		ゆとろぎ、郷土博物館、図書館、その他
(10)医療施設		平日夜間急患センター
(11)産業系施設		産業福祉センター、農産物直売所
(12)公営企業施設		水道事務所
(13)その他		駅公衆トイレ、富士見斎場、富士見霊園、その他

(1) 行政系施設の管理に関する基本的な方針

(1)-1 庁舎等施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

庁舎等施設は、市役所本庁舎、市役所西分室、市役所分庁舎、市役所第2車庫棟、市役所連絡所（羽村駅西口連絡所、小作台連絡所、三矢会館連絡所）及び羽村駅西口土地区画整理事務所の8施設があります。

このうち、羽村駅西口連絡所及び小作台連絡所は、民間施設の中に設置しています。

■庁舎等施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	市役所本庁舎	一部委託	36年	S54	耐震性有	12,455.50	9,009.03	市有地
2	市役所西分室		36年	S54	耐震性有	995.97		
3	市役所分庁舎		34年	S56	耐震性有	767.15	770.45	
4	市役所第2車庫棟	直営	27年	S63	耐震性有	162.00	299.00	民有地(有償)
5	三矢会館連絡所	直営	27年	S63	耐震性有	29.81	1,487.00	市有地
6	羽村駅西口連絡所	直営	27年	S63	耐震性有	25.00	—	公有地(無償)
7	小作台連絡所	直営	23年	H4	耐震性有	42.29	—	公有地(有償)
8	羽村駅西口土地区画整理事務所	直営	23年	H4	耐震性有	249.64	550.86	市有地
合計						14,727.36	12,116.34	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

市役所本庁舎、市役所西分室、市役所分庁舎の3施設は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

市役所第2車庫棟、三矢会館連絡所の2施設は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

三矢会館連絡所、羽村駅西口土地区画整理事務所の2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

市役所本庁舎、市役所西分室、市役所分庁舎の3施設は、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

市役所第2車庫棟、小作台連絡所の2施設は、民有地を有償で借用して施設を運営していることから、可能な限り他施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）を検討します。

なお、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）の際には、施設の機能や設置目的を再検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

市役所本庁舎、市役所西分室、市役所分庁舎の3施設は、民間事業者へ保守管理業務を委託しており、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。

羽村駅西口連絡所、小作台連絡所の2施設は、建築物を民間事業者から借用して施設を運営しており、管理運営コストの縮減に努め、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
市役所第2車庫棟		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
小作台連絡所		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)

(1)-2 消防施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

消防施設は、消防団用消防車庫が6施設あります。

■消防施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	第一分団消防車庫	直営	32年	S58	耐震性有	88.87	216.65	市有地
2	第二分団消防車庫	直営	34年	S56	耐震性有	80.77	90.25	市有地
3	第三分団消防車庫	直営	33年	S57	耐震性有	88.87	153.68	市有地
4	第四分団消防車庫	直営	24年	H3	耐震性有	88.15	156.74	市有地
5	第五分団消防車庫	直営	38年	S52	診断予定	77.82	165.00	市有地
6	第六分団消防車庫	直営	35年	S55	診断予定	79.11	134.12	市有地
合計						503.59	916.44	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

第一分団消防車庫、第二分団消防車庫、第三分団消防車庫、第四分団消防車庫の4施設は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

第五分団消防車庫、第六分団消防車庫の2施設は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であるため、「羽村市公共建築物維持保全計画」の施設整備の優先度を踏まえ、計画的に耐震診断を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

第一分団消防車庫、第二分団消防車庫、第三分団消防車庫の3施設は、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

第五分団消防車庫、第六分団消防車庫の2施設は、耐震診断を実施した結果、耐震性が確保されていない場合には、両施設とも建築から35年が経過していることから、耐震改修と更新の両面から検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

消防車庫は、施設運営の観点から民間活力の導入が図りにくい施設であることから、羽村市が直接管理・運営します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
第五分団消防車庫	耐震診断の実施	
第六分団消防車庫	耐震診断の実施	

(1)-3 防災施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

防災施設は、備蓄倉庫が4施設あります。

■防災施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	東部地域備蓄倉庫	直営	24年	H3	耐震性有	199.64	346.61	市有地
2	中央地域備蓄倉庫	直営	29年	S61	耐震性有	148.70	424.57	市有地
3	西部地域備蓄倉庫	直営	22年	H5	耐震性有	209.70	474.86	市有地
4	清流地区備蓄倉庫	直営	3年	H24	耐震性有	7.20	334.67	市有地
合計						565.24	1580.71	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

防災施設は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

防災施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

防災施設は、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

(1)-4 清掃施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

清掃施設は、リサイクルセンター、クリーンセンター、ストックヤードの3施設があります。

■清掃施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	リサイクルセンター	委託	20年	H7	耐震性有	2,314.53	4,489.69	市有地
2	クリーンセンター	委託	22年	H5	耐震性有	368.70	626.90	市有地
3	ストックヤード	委託	13年	H14	耐震性有	675.91	2,904.37	市有地
合計						3,359.14	8,020.96	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

清掃施設は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

リサイクルセンター、ストックヤードの2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）のほか周辺市町との共同処理についても検討します。

クリーンセンターは、平成31年度を目指して青梅市への事務委託により、廃止する計画です。使用しなくなった市有地は、他施設の更新を検討する場合に、活用について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

清掃施設は、民間事業者へ保守管理業務を委託していますが、管理運営手法についての検証を適宜行い、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
クリーンセンター	青梅市への事務委託により廃止	

(2) コミュニティ・集会施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

コミュニティ・集会施設は、コミュニティセンターじゅらく苑（老人福祉センターじゅらく苑と併設）と、地域住民の集会、学習等の施設として、地域集会施設が11施設、地域住民の学習、保育、休養及び集会の施設として、学習等供用施設が12施設の24施設があります。

また、加美会館（図書館加美分室）、小作台西会館（小作台図書室）、天王台会館（中央児童館・奈賀学童クラブ）は、他の施設を併設しています。

■コミュニティ・集会施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	コミュニティセンターじゅらく苑	一部委託	31年	S59	耐震性有	1,908.44	1,436.93	市有地
2	加美会館	委託	45年	S45	診断予定	489.30	661.00	市有地
3	栄会館	委託	42年	S48	診断予定	348.00	612.92	市有地
4	本町会館	委託	41年	S49	診断未定	261.00	363.00	市有地
5	神明台会館	委託	40年	S50	診断予定	250.00	908.54	市有地
6	緑ヶ丘会館	委託	35年	S55	診断予定	352.00	847.11	市有地
7	富士見平会館	委託	37年	S53	診断予定	480.40	660.75	市有地
8	小作本町会館	委託	38年	S52	診断予定	348.13	703.25	市有地
9	美原会館	委託	37年	S53	診断予定	237.77	420.40	市有地
10	中央館	委託	46年	S44	診断予定	668.22	795.99	市有地
11	川崎会館	委託	30年	S60	耐震性有	388.67	658.24	市有地
12	清流会館	委託	32年	S58	耐震性有	215.64	494.85	市有地
13	奈賀会館	委託	34年	S56	耐震性有	244.83	511.03	市有地
14	三矢会館	委託	39年	S51	診断予定	340.67	1,487.00	市有地
15	緑ヶ丘三町会館	委託	23年	H4	耐震性有	164.37	467.52	市有地
16	田ノ上会館	委託	25年	H2	耐震性有	102.05	389.38	市有地
17	東会館	委託	24年	H3	耐震性有	321.10	529.05	市有地
18	小作台東会館	委託	31年	S59	耐震性有	357.42	462.27	市有地
19	小作台西会館	委託	28年	S62	耐震性有	383.75	504.17	市有地
20	五ノ神会館	委託	44年	S46	診断予定	537.18	593.46	民有地(有償)
21	緑ヶ丘第二会館	委託	26年	H1	耐震性有	94.40	407.00	公有地(有償)
22	上水会館	委託	23年	H4	耐震性有	154.02	579.65	市有地
23	天王台会館	委託	33年	S57	耐震性有	584.54	2,145.52	市有地
24	双葉町会館	委託	13年	H14	耐震性有	236.83	446.79	市有地
合計						9,468.73	17,085.82	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

コミュニティ・集会施設は、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

旧耐震基準で建設した 11 施設（加美会館、栄会館、本町会館、神明台会館、緑ヶ丘会館、富士見平会館、小作本町会館、美原会館、中央館、三矢会館、五ノ神会館）は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であるため、「羽村市公共建築物維持保全計画」の施設整備の優先度を踏まえ、計画的に耐震診断を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

コミュニティセンターじゅらく苑は、建築から 30 年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、今後、利用形態に合わせて整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

建築から 45 年が経過した中央館、加美会館の 2 施設をはじめ、老朽化が進む施設は、耐震診断の結果を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

五ノ神会館、緑ヶ丘第二会館の 2 施設は、土地を有償で借用して施設を運営していることから、可能な限り他施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

その他の施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

コミュニティセンターじゅらく苑は、民間事業者へ保守管理業務を委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

地域集会施設及び学習等供用施設は、地域に密着した運営を促進するため、運営委員会（町内会・自治会）に受付、使用料の徴収などの運営を委託しており、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
コミュニティセンター じゅらく苑	集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)	大規模改修の実施
加美会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
中央館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
栄会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
三矢会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
本町会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
神明台会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
緑ヶ丘会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
富士見平会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
小作本町会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
美原会館		耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討
五ノ神会館	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
緑ヶ丘第二会館		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)

(3) 公園内施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

羽村市の公園及び児童遊園内の建築物は、動物公園をはじめ、富士見公園、水上公園の管理棟やトイレなど、45 施設があります。なお、建築物が建っていない公園施設は、土地の管理に関する方針（第5章）の取り扱いとし、公園施設の維持管理は、インフラ施設の管理に関する方針（第6章）の取り扱いとします。

■公園内施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	
1	動物公園	指定管理	38年	S52	診断未定	176.79	7,264.00 35,427.00	市有地 公有地 (無償)	
2			30年	S60	耐震性有	61.00			
3			25年	H2	耐震性有	35.80			
4			11年	H16	耐震性有	699.44			
5			37年	S53	診断未定	1,096.80			
6	武蔵野公園	直営	30年	S60	耐震性有	37.36	23,019.00	市有地	
7	あさひ公園	直営	29年	S61	耐震性有	49.50	15,381.00	市有地	
8	富士見公園	一部委託	26年	H1	耐震性有	441.19	48,201.00	市有地	
9			0年	H27	耐震性有	4.70			
10		直営	30年	S60	耐震性有	50.24			
11			20年	H7	耐震性有	31.68			
12			39年	S51	診断未定	79.04			
13	旭ヶ丘公園	直営	29年	S61	耐震性有	7.20	1,840.00	公有地 (無償)	
14	神明台公園	直営	23年	H4	耐震性有	8.26	3,177.00	民有地 (有償)	
15	水木公園	直営	27年	S63	耐震性有	27.30	18,417.00	市有地	
16	神明児童公園	直営	17年	H10	耐震性有	10.07	1,456.00	市有地	
17	松原児童公園	直営	24年	H3	耐震性有	25.44	2,117.00	市有地	
18	やまぶき児童公園	直営	29年	S61	耐震性有	24.23	2,804.00	市有地	
19	かめの子児童公園	直営	23年	H4	耐震性有	20.25	2,386.00	市有地	
20	ペリカン児童公園	直営	26年	H1	耐震性有	21.05	3,903.00	市有地	
21	どんぐり山児童公園	直営	25年	H2	耐震性有	23.10	3,038.00	市有地	
22	こんぴら山児童公園	直営	26年	H1	耐震性有	20.68	2,381.00	市有地	
23	あかしあ児童公園	直営	28年	S62	耐震性有	7.06	2,104.00	市有地	
24	しらかば児童公園	直営	24年	H3	耐震性有	20.90	1,794.00	市有地	
25	くすのき児童公園	直営	25年	H2	耐震性有	20.25	2,172.00	市有地	
26	けやき児童公園	直営	23年	H4	耐震性有	20.24	2,105.00	市有地	
27	さくら児童公園	直営	35年	S55	診断未定	6.66	1,219.00	市有地	
28	間坂コミュニティ公園	直営	20年	H7	耐震性有	15.00	2,517.00	市有地	
29	もみじ児童公園	直営	28年	S62	耐震性有	27.71	529.00	市有地	
30	川崎公園	直営	20年	H7	耐震性有	9.11	4,300.00	市有地	
31	あけぼの杉児童公園	直営	17年	H10	耐震性有	7.92	1,600.00	市有地	
32	羽ヶ上公園	直営	17年	H10	耐震性有	10.07	2,003.00	市有地	
33	田の上公園	直営	18年	H9	耐震性有	10.24	3,484.00	市有地	
34	小作ふれあい公園	直営	15年	H12	耐震性有	5.87	530.00	市有地	
35	双葉町公園	直営	3年	H24	耐震性有	7.99	1,295.00	市有地	
36	江戸街道公園	倉庫	35年	S55	診断未定	33.00	20,525.00	公社所有	
37		機械室	直営	35年	S55	診断未定			
38	天竺運動公園	トイレ	直営	24年	H3	耐震性有	6.63	3,277.00 502.00	公社所有 民有地 (有償)

No	施設名称		運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
39	水上公園	管理棟	指定管理	19年	H8	耐震性有	725.00	9,575.00	市有地
40		トイレ		19年	H8	耐震性有	95.00		
41	多摩川一里塚公園	トイレ	直営	17年	H10	耐震性有	20.16	487.00	市有地
42								475.00	公有地(無償)
43	グリーントリム公園	管理棟	直営	29年	S61	耐震性有	10.31	11,437.00	公社所有
44		トイレ		30年	S60	耐震性有	20.90		
44	宮地児童遊園	トイレ	直営	25年	H2	耐震性有	3.14	1,644.00	市有地
45	なかよし児童遊園	トイレ	直営	20年	H7	耐震性有	8.87	570.00	市有地
45								661.00	民有地(有償)
合計							4,069.95	245,616.00	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

公園等の建築物は、「羽村市公園等施設維持保全計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と各年度に係る予算の平準化を図るために、計画的な修繕・撤去・補修・更新を実施し長寿命化に取組みます。

富士見公園の倉庫及びさくら児童公園のトイレ、江戸街道公園の倉庫・機械室は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、建築から35年を経過しているが、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

公園等の建築物は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

また、都市公園法等に定める公園設置の適正化の観点から既存の各公園の必要性を評価検証し、公園などが密集している場合、借地に設置している公園を優先的に整理統合（集約化・複合化・多機能化等）するなど、借地の縮減に向けて検討します。

動物公園は、コンパクトでアットホームな雰囲気が魅力の動物公園で市民から親しまれていますが、開園から37年が経過していることから、各施設のリニューアルが必要となってきています。今後、施設の中で特に老朽化が進んでいる管理棟及び外柵等の改修を実施するなど、更新について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

動物公園及び水上公園の2施設は、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

その他の建築物を設置している公園等は、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
動物公園	管理棟の設計・更新 借地契約更新に向けた検討	
江戸街道公園	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	土地活用方針の検討
天竺運動公園（公社所有）	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
グリーントリム公園	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
神明台公園		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
天竺運動公園（民有地）		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
なかよし児童遊園		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)

(4) 公営住宅の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅セーフティネットとして低額所得者の住宅不足を緩和するために供給しています。

羽村市では、直接供給して管理している市営住宅と、民間から借り上げて転貸している高齢者住宅があり、6団地 131戸を管理しています。

■公営住宅

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	富士見平高齢者住宅	直営	22年	H5	耐震性有	387.84	441.02	民有地(有償)
2	羽加美団地	直営	21年	H6	耐震性有	978.30	1,042.92	市有地
3	美原団地	直営	34年	S56	耐震性有	2,080.83	4,799.57	市有地
4	間坂団地	直営	31年	S59	耐震性有	1,779.87	3,169.97	市有地
5	玉川団地	直営	45年	S45	耐震性有	714.10	975.99	市有地
6	栄町団地	直営	37年	S53	耐震性有	1,681.99	1,793.80	市有地
合計						7,622.93	12,223.27	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

市営住宅は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

市営住宅の整理統合の検討に際しては、入居状況や入居者募集に対する応募状況、低所得者の住宅事情等の将来の見通しを踏まえて適切な供給戸数を検討します。

また、変化する需要に柔軟に対応できるよう家賃補助や民間住宅の借り上げなど、市営住宅の更新に代わる施策も検討していきます。

適切な供給戸数を目標に、美原団地、間坂団地、玉川団地、栄町団地の4施設は、建築から30年を経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する検討を行います。

羽加美団地は、比較的耐用年数が多く残っているため、適切な供給戸数を踏まえ、既存建築を生かした他施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

富士見平高齢者住宅は、土地建物を民間から借用して施設を運営していますが、市有の施設と同等のサービスを提供していきます。

市営住宅は、施設の管理運営などの検証を適宜行い、民間賃貸住宅の借り上げや指定管理者制度など、民間のノウハウの活用を検討します。

(5) 学校・教育施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

学校・教育施設は、学校教育法に基づく小学校7校、中学校3校と、その他教育施設として、教育相談室とハケ岳少年自然の家（自然休暇村と併設）の12施設があります。

学校・教育施設は、羽村市が所有する全ての建築物の約45.0%と大きな割合を占めています。

■学校・教育施設

小学校								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	羽村東小学校	直営	50年	S40	耐震性有	5,448.00	13,926.06	市有地
2	羽村西小学校	直営	27年	S63	耐震性有	5,752.00	14,360.67	市有地
3	富士見小学校	直営	46年	S44	耐震性有	6,251.00	12,304.00	市有地
4	栄小学校	直営	44年	S46	耐震性有	5,670.00	11,321.00	市有地
5	松林小学校	直営	41年	S49	耐震性有	5,533.00	16,001.00	市有地
6	小作台小学校	直営	39年	S51	耐震性有	4,802.00	11,550.00	市有地
7	武蔵野小学校	直営	36年	S54	耐震性有	5,897.00	15,709.88	市有地
小計						39,353.00	95,172.61	

中学校								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
8	羽村第一中学校	直営	51年	S39	耐震性有	8,650.00	22,483.00	市有地
9	羽村第二中学校	直営	44年	S46	耐震性有	8,791.00	14,977.01	市有地
10	羽村第三中学校	直営	33年	S57	耐震性有	9,138.00	23,354.00	市有地
小計						26,579.00	60,814.01	

その他教育施設								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
11	教育相談室	直営	18年	H9	耐震性有	389.86	957.97	市有地
12	ハケ岳少年自然の家	指定管理	27年	S63	耐震性有	4,194.51	33,211.64	公有地(有償)
小計						4,584.37	34,169.61	

学校・教育施設合計	70,516.37	190,156.23
-----------	-----------	------------

②計画期間内における施設の利活用方針

■小学校・中学校

【長寿命化に関する方針】

小・中学校は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

小・中学校は、将来の児童・生徒数の状況や新たな教育課題への対応等を見据えた適正な規模を把握したうえで検討します。

なお、更新にあたっては、児童・生徒数の状況及び居住地域を勘案し、他の公共施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）も含め検討します。

羽村東小学校、羽村第一中学校の2施設は、建築から50年が経過し、富士見小学校、栄小学校、松林小学校、羽村第二中学校の4施設は、建築から40年が経過するなど、老朽化が進む施設については、施設の劣化状況を踏まえ、更新等を行います。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

他の自治体の小・中学校では、民間事業者による建設や管理運営を行う例もあることから、施設の更新等にあたっては、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用する「公立学校施設整備PFI事業」についても検討します。

■その他教育施設

【長寿命化に関する方針】

ハケ岳少年自然の家は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

教育相談室は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

教育相談室は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

ハケ岳少年自然の家は、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
小作台小学校	大規模改修の実施	
羽村第三中学校	大規模改修の設計	大規模改修の実施
羽村東小学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)
羽村第一中学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)
松林小学校		集約化・複合化・多機能化等の検討 (児童数の状況を含む)
ハケ岳少年自然の家	借地契約の検討	

(6) スポーツ・レクリエーション施設の管理に関する基本的な方針

(6)-1 屋内スポーツ施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

屋内スポーツ施設は、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場の3施設があります。

■屋内スポーツ施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	スポーツセンター	一部委託	34年	S56	耐震性有	6,302.88	9,725.39	市有地
2	スイミングセンター	指定管理	25年	H2	耐震性有	3,229.82	7,433.78	市有地
3	弓道場	指定管理	11年	H16	耐震性有	232.20	210.72 1,388.33	市有地 公有地(無償)
合計						9,764.90	18,758.22	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

屋内スポーツ施設は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

弓道場は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

「羽村市スポーツ推進計画（平成27年3月策定）」において、障害者スポーツを推進するため、障害者スポーツへの理解と安全で使いやすい施設の整備や改修について検討します。

スポーツセンターは、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

スイミングセンター、弓道場は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

スポーツセンターは、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

スイミングセンター、弓道場は、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
弓道場		東日本高速道路株式会社 所有地の購入

(6)-2 保養施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

山梨県北杜市に立地する自然休暇村（ハケ岳少年自然の家と併設）は、手頃な料金で、自然のふところに抱かれながら心身をリフレッシュできる保養施設として、運営しています。

なお、土地は山梨県から有償で借用しています。

■保養施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	自然休暇村	指定管理	27年	S63	耐震性有	1,568.09	33,211.64	公有地(有償)
2	自然休暇村(別荘)		27年	S63	耐震性有	161.65		
3	自然休暇村 (従業員宿舎)		24年	H3	耐震性有	333.08		
合計						2,062.82	33,211.64	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

保養施設は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

保養施設は、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
自然休暇村	借地契約の検討	

(7) 子育て支援施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

子育て支援施設は、保育園が1施設、児童館が3施設、学童クラブが12施設の16施設があります。

このうち、武蔵野第二学童クラブは、東児童館内から都営住宅内への移設を進めています。

また、中央児童館(奈賀学童クラブ・天王台会館)、東児童館(武蔵野学童クラブ)、西児童館(小作台学童クラブ)は、他の施設を併設しています。

■子育て支援施設

No	施設名称	指定 管理	建築 年数	建築 年度	耐震状況	延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)	敷地 所有
1	しらうめ保育園	直営	41年	S49	診断未定	606.69	1,157.00	市有地
2	中央児童館	直営	34年	S56	耐震性有	512.32	2,145.52	市有地
3	東児童館	直営	17年	H10	耐震性有	1,707.77	1,235.99	市有地
4	西児童館	直営	24年	H3	耐震性有	799.30	728.60	市有地
5	東学童クラブ	直営	27年	S63	耐震性有	121.71	1,253.00	民有地 (無償)
6	奈賀学童クラブ	直営	34年	S56	耐震性有	85.39	[2145.52]	市有地
7	松林学童クラブ	直営	15年	H12	耐震性有	151.95	558.00	民有地 (有償)
8	小作台学童クラブ	直営	24年	H3	耐震性有	91.80	[728.6]	市有地
9	小作台第二学童クラブ	直営	16年	H11	耐震性有	152.88	339.08	市有地
10	西学童クラブ	直営	10年	H17	耐震性有	149.05	500.81	市有地
11	富士見学童クラブ	直営	30年	S60	耐震性有	132.49	866.00	民有地 (有償)
12	富士見第二学童クラブ	直営	15年	H12	耐震性有	57.96		
13	栄学童クラブ	直営	28年	S62	耐震性有	118.33	757.37	民有地 (有償)
14	栄第二学童クラブ	直営	5年	H22	耐震性有	59.62		
15	武蔵野学童クラブ	直営	17年	H10	耐震性有	100.81	[1235.99]	市有地
16	武蔵野第二学童クラブ	直営	18年	H9	耐震性有	142.67	1,241.47	公有地 (有償)
合計						4,990.74	14,892.95 [10,782.84]	[]内は重複部分除く

②計画期間内における施設の利活用方針

■保育園(しらうめ保育園)

しらうめ保育園は、平成29年度を目途に民営化を予定しており、民営化後3年以内に、移管先事業者により施設が新築されることとなります。

施設が新築されるまでの間は、既存施設を貸与しての保育実施となることから、羽村市が施設管理者として定期的に劣化状況を確認し、必要に応じて補修工事等を実施することで施設を維持管理します。

■当初10年間(平成28年度～平成37年度)の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
しらうめ保育園	民営化の実施	

■児童館

【長寿命化に関する方針】

児童館は、全て耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

利用者が重複する施設（児童館・学童クラブ等）の更新を検討する際には、必要に応じて整理統合（集約化・複合化・多機能化等）も視野に入れ、利用者の多様なサービスへの対応を図ります。

中央児童館は、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

東児童館、西児童館は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

他の自治体の児童館では、民間事業者により管理運営を行う例もあることから、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■学童クラブ

【長寿命化に関する方針】

奈賀学童クラブ、小作台学童クラブ、武蔵野学童クラブの3施設は、児童館の方針を踏まえ長寿命化に取組みます。

その他の学童クラブについては、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

利用者が重複する施設（児童館・学童クラブ等）の更新を検討する際には、必要に応じて整理統合（集約化・複合化・多機能化等）も視野に入れ、利用者の多様なサービスへの対応を図ります。

東学童クラブ、松林学童クラブ、富士見学童クラブ、富士見第二学童クラブ、栄学童クラブ、栄第二学童クラブの6施設は、民有地を借用して施設を運営しており、経費の削減と運営の安定を図るため、学区等を踏まえた中で、可能な限り他施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

小作台第二学童クラブ、西学童クラブの2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

他の自治体の学童クラブでは、民間事業者により管理運営を行う例もあることから、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
東学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
松林学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
富士見学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
富士見第二学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
栄学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)
栄第二学童クラブ		集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)

(8) 保健・福祉施設の管理に関する基本的な方針

(8)-1 高齢福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

高齢者福祉施設は、高齢者在宅サービスセンターいこいの里、老人福祉センターじゅらく苑（コミュニティセンターじゅらく苑と併設）、老人福祉館神明苑のほか、シルバー人材センター事務所及び分室の5施設があります。

■高齢福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	高齢者在宅サービスセンターいこいの里	一部委託	24年	H3	耐震性有	1,660.29	2,731.78	市有地
2	老人福祉センターじゅらく苑	一部委託	31年	S59	耐震性有	935.80	1,436.93	市有地
3	老人福祉館 神明苑	直営	43年	S47	診断未定	230.44	330.00	民有地(有償)
4	シルバー人材センター事務所	貸付	23年	H4	耐震性有	526.07	1,695.25	市有地
5	シルバー人材センター分室	貸付	45年	S45	診断未定	252.90	296.00	民有地(有償)
合計						3,605.50	6,489.96	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

高齢者在宅サービスセンターいこいの里、老人福祉センターじゅらく苑、シルバー人材センター事務所の3施設は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

老人福祉センターじゅらく苑は、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、今後、利用形態に合わせて整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

高齢者在宅サービスセンターいこいの里、シルバー人材センター事務所の2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

老人福祉館神明苑は、施設の利用状況や劣化状況を踏まえ、施設を廃止します。

シルバー人材センター分室は、民有地を有償で借用して施設を運営していますが、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、建築から40年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）や廃止などの施設のあり方について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

高齢者在宅サービスセンターいこいの里、老人福祉センターじゅらく苑は、民間事業者へ運営を一部委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。
シルバー人材センター事務所は、シルバー人材センターへ貸付し管理運営を行っており、将来にわたり持続可能なサービスの提供を図ります。
介護保険の適用範囲のサービスについては、積極的な民間活力の導入についての検討を行い、高齢社会への確実な対応を図ります。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
老人福祉センター じゅらく苑	集約化・複合化・多機能化等の検討 (大規模改修を含む)	大規模改修の実施
老人福祉館神明苑	施設の廃止	
シルバー人材センター 分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	

(8)-2 障害福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

障害福祉施設は、福祉センター、福祉作業所スマイル工房、障害者就労支援センター エールの3施設があります。

■障害福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	福祉センター	委託	16年	H11	耐震性有	3,126.15	4,627.04	市有地
2	福祉作業所スマイル工房	貸付	46年	S44	診断未定	168.00	499.71	市有地
3	障害者就労支援センター エール	委託	22年	H5	耐震性有	115.97	276.76	市有地
合計						3,410.12	5,403.51	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

福祉センターは、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。
障害者就労支援センター エールは、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

福祉センター、障害者就労支援センター エールの2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。
福祉作業所スマイル工房は、建築から40年が経過し、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、土砂災害警戒区域に接する立地であることから、施設の劣化状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）を含めた管理運営手法について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

福祉センターは、羽村市社会福祉協議会へ運営を委託しており、今後も管理運営手法について検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。
障害者就労支援センター エールは、民間事業者へ運営を委託しており、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。
福祉作業所スマイル工房は、社会福祉法人そよかぜへ貸付し管理運営を行っており、将来にわたり持続可能なサービスの提供を図ります。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
福祉作業所スマイル工房	集約化・複合化・多機能化等の検討 (管理運営手法を含む)	

(8)-3 健康福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

健康福祉施設は、保健センターがあります。

■健康福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	保健センター	直営	17年	H10	耐震性有	1,497.02	2,739.89	市有地

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

保健センターは、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

保健センターは、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

保健センターは、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

(9) 社会教育施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

社会教育施設は、生涯学習センターゆとろぎ、郷土博物館、図書館、小作台図書室（小作台西会館内に併設）等の7施設があります。

■社会教育施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	生涯学習センター ゆとろぎ	一部委託	10年	H17	耐震性有	9,591.01	5,911.52	市有地
2	郷土博物館	直営	32年	S58	耐震性有	1,837.63	9,603.73	市有地
3	図書館	直営	15年	H12	耐震性有	3,279.84	2,280.15	市有地
4	小作台図書室	直営	28年	S62	耐震性有	157.50	504.17	市有地
5	図書館川崎分室	直営	34年	S56	診断未定	43.06	93.00	民有地 (有償)
6	図書館加美分室	直営	45年	S45	診断予定	48.10	661.00	市有地
7	図書館富士見平分室	直営	34年	S56	診断未定	42.38	88.72	公有地 (無償)
合計						14,999.52	19,142.29	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

生涯学習センターゆとろぎ、郷土博物館、図書館の3施設は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

生涯学習センターゆとろぎ、図書館の2施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

郷土博物館は、建築から30年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、その機能の整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新について検討します。

小作台図書室、図書館加美分室は、会館に併設していることから、利用者の状況を踏まえ、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

図書館川崎分室、図書館富士見平分室の2施設は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、建築から30年が経過し、土地を借用して施設を運営していることから、可能な限り他施設との整理統合（集約化・複合化・多機能化等）や廃止などの施設のあり方について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

生涯学習センターゆとろぎは、民間事業者へ保守管理業務を委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

郷土博物館、図書館、小作台図書室、図書館分室は、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
小作台図書室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (会館利用者の状況を含む)	
図書館加美分室	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	
図書館川崎分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	
図書館富士見平分室	集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)	

(10) 医療施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

医療施設は、平日夜間急患センターがあります。

■医療施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	平日夜間急患センター	委託	29年	S61	耐震性有	202.80	224.91	市有地

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

平日夜間急患センターは、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

平日夜間急患センターは、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

平日夜間急患センターは、診療業務の一部を医師会等に委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

(11) 産業系施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

産業系施設は、産業福祉センター及び農産物直売所の2施設があります。

■産業系施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	産業福祉センター	委託	44年	S46	診断予定	1,050.15	3,703.53	公有地(無償)
2	農産物直売所	指定管理	14年	H13	耐震性有	330.75	486.96	市有地
合計						1,380.90	4,190.49	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

産業福祉センターは、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であるため、「羽村市公共建築物維持保全計画」の施設整備の優先度を踏まえ、計画的に耐震診断を実施します。

農産物直売所は、耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

産業福祉センターは、公有地を借用して施設を運営しており、耐震診断を実施した結果、耐震性が確保されていない場合には、建築から40年が経過していることから、耐震改修と更新の両面から検討します。

農産物直売所は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

産業福祉センターは、民間事業者へ運営を委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

農産物直売所は、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
産業福祉センター	耐震診断の実施 借地契約の検討	

(12) 公営企業施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

公営企業施設は、水道事務所があります。

■公営企業施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	水道事務所	一部委託	23年	H4	耐震性有	1,730.50	4,230.08	市有地

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

水道事務所は、耐震性を確保していることから、「羽村市水道ビジョン」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取組みます。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

水道事務所は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

水道事務所は、健全な事業経営のための取組みとして、窓口業務及び運転業務等を民間事業者へ委託しており、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。

(13) その他の施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

その他の施設は、トイレ、富士見斎場、富士見霊園、被災者一時宿泊所等の 14 施設があります。

■その他の施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	耐震状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有
1	羽村駅東口トイレ	直営	21年	H6	耐震性有	45.93	45.93	市有地
2	羽村駅西口トイレ	直営	8年	H19	耐震性有	51.05	51.05	市有地
3	小作駅東口トイレ	直営	18年	H9	耐震性有	51.01	51.01	市有地
4	小作駅西口トイレ	直営	29年	S61	耐震性有	42.36	42.36	市有地
5	宮の下運動公園駐車場 トイレ	直営	23年	H4	耐震性有	13.91	1,400.00	民有地 (有償)
6	富士見斎場	委託	38年	S52	診断予定	613.21	987.93	市有地
7	富士見霊園	委託	2年	H25	耐震性有	89.40	13,870.22	市有地
8	第1被災者一時宿泊所	直営	42年	S53	診断未定	60.76	215.28	市有地
9	第2被災者一時宿泊所	直営	42年	S53	耐震性有	60.76	321.40	市有地
10	第3被災者一時宿泊所	直営	26年	H1	耐震性有	67.84	277.89	市有地
11	第4被災者一時宿泊所	直営	26年	H1	耐震性有	67.84	576.05	市有地
12	自転車保管所	委託	22年	H5	耐震性有	191.48	698.57	市有地
13	観光案内所兼パトロール センター	委託	9年	H18	耐震性有	83.85	530.12	市有地
14	羽村駅西口土地区画整理事業用管理建物(5箇所)	—	—	—	—	758.00	1,721.49	市有地
合計						2,197.40	20,789.30	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

富士見斎場は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であるため、「羽村市公共建築物維持保全計画」の施設整備の優先度を踏まえ、計画的に耐震診断を実施します。

他の施設は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合（集約化・複合化・多機能化等）、更新に関する方針】

富士見斎場は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、建築から 40 年が経過していることから、耐震診断の結果を踏まえ、更新について検討します。

羽村駅西口土地区画整理事業用管理建物は、事業における移転（工事）時期を見据え、建築物の効率的な利活用や整理統合などについて検討します。

他の施設は、周辺施設の更新を検討する場合、整理統合（集約化・複合化・多機能化等）について検討します。

【民間活力の導入・民間資本の活用に関する方針】

富士見斎場、富士見霊園は、民間事業者へ運営を委託しており、今後も管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。
被災者一時宿泊所は、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。
自転車保管所、観光案内所兼パトロールセンターは、民間事業者へ運営を委託しており、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供を図ります。
トイレは、施設運営の観点から民間活力の導入が図りにくい施設であることから、羽村市が直接管理・運営します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
富士見斎場	耐震診断の実施 集約化・複合化・多機能化等の検討	

第5章 土地の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 土地の管理に関する基本的な方針

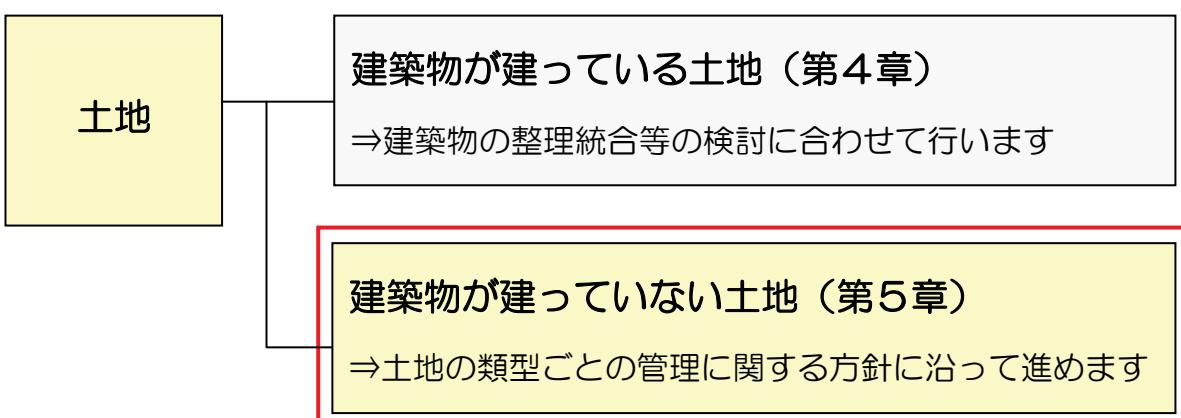
(1) 土地の現状や課題に関する基本認識

羽村市が建築物、駐車場、公園等として使用している土地の保有状況は、全体で約84万6,000m²であり、市有地が約59万7,000m²（約70.6%）、借地が約24万9,000m²（約29.4%）となっており、借地の占める割合が高い状況となっています。維持管理する土地の課題は、突発的な借地の買い取り要求が生じた場合、当初想定していない歳出により、行政サービスへの影響が生じかねない点が挙げられます。

また、土地開発公社所有地は、本来、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に買い取りした土地であることから、計画的な購入を進めていく必要があります。

対象となる土地のうち、建築物が建っている土地は、建築物の整理統合等の検討に合わせて行い、建築物が建っていない土地は、土地の類型ごとの方針に沿って進めます。

■土地の管理に関する基本的な方針を定める対象範囲



■土地の保有状況

種別	面積 (m ²)	割合 (%)
建築物が建っている土地	57万2,991.17	67.7
建築物が建っていない土地	27万3,425.89	32.3
合計	84万6,417.06	100.0

(2) 土地の最適化に関する取組み

市有地以外の全ての借地を計画期間内に購入した場合には、約296.4億円（約9.9億円／年）の費用が必要と試算されます。

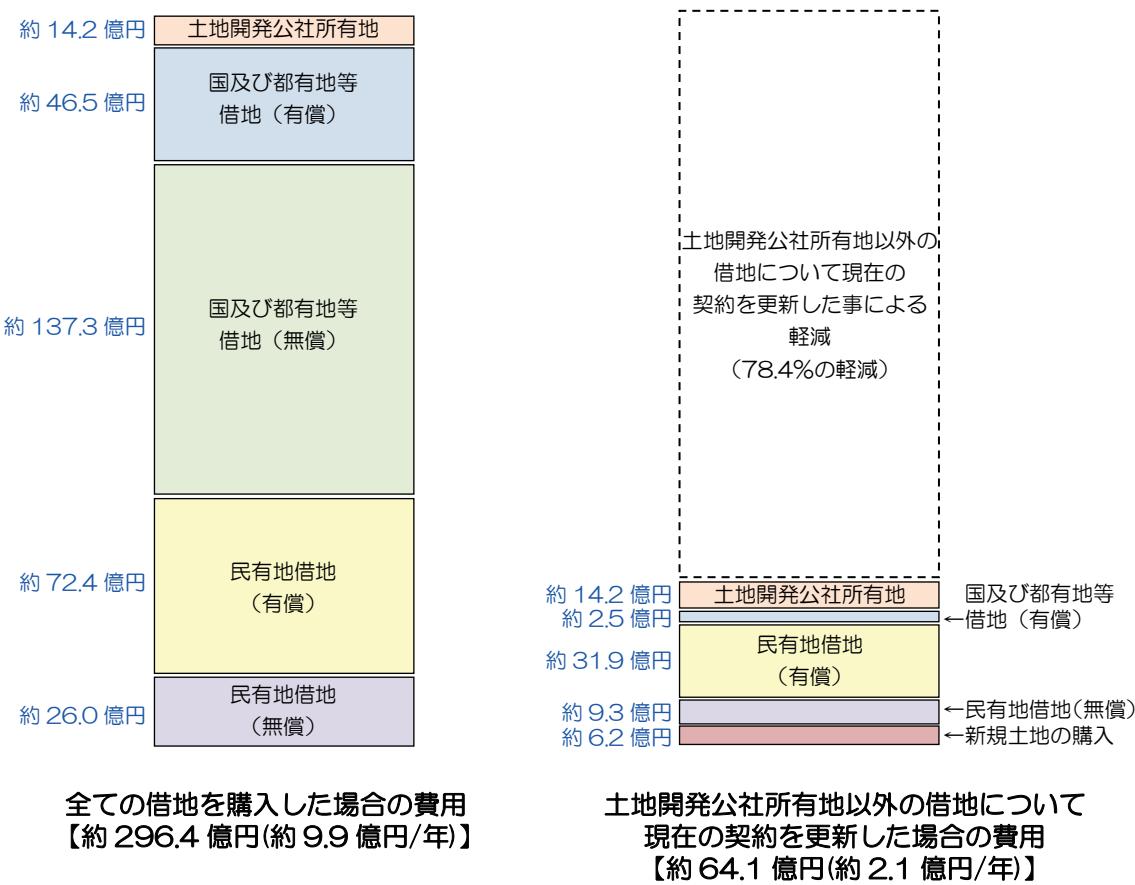
なお、平成27年度における、国及び都有地等借地及び民有借地の賃料は、約1億1,476万円であることから、全ての借地を購入する場合には、現在の賃料の約8.6倍の費用が必要となり、現在提供している行政サービスを維持することが困難になると予測されます。

また、土地開発公社所有地を購入し、その他の借地については現在の契約を継続することを前提として、羽村駅西口土地区画整理事業に伴う、都市整備用地（土地）の平成28年度購入費用を加えた計画期間内における土地の管理に関する費用は、約64.1億円に留まり、軽減効果は約78.4%が予測されます。

なお、この費用には突発的な借地権者からの土地の購入費用は含まれていません。

いずれにいたしましても、将来に渡って安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を可能とするためには、土地の利活用や売却の取組みが必要になります。

■ 土地の管理に関する費用の考え方



※ 資料編87頁以降に費用の内訳及び算定根拠を掲載しています。

このことから、土地の管理に関する取組みは、土地開発公社所有地以外の借地について現在の契約を更新した場合の費用となる約64.1億円の範囲内を維持することを目標とします。

土地の最適化に関する目標

約64.1億円/30年 (約2.1億円/年)
の範囲内を維持

今後30年間にわたる費用の範囲内を維持するため、土地活用の方針が定まっていない市有地の売却、建築物の整理統合により使用しなくなった借地の契約を終了するなど、目標の達成に向けた取組みを行います。

(3) 土地の管理に関する基本的な考え方

安定的な行政サービスを提供するため、市有地は、現在の土地利用の状況を維持し、借地は、現在の契約を継続するとともに、建築物の整理統合により使用しなくなった土地についてはスクラップアンドビルトを通じた借地の返還を進めます。

羽村駅西口土地区画整理事業地区内の都市整備用地（土地）については、施行者管理地として適正に管理するとともに、事業の進ちょくにあわせて合理的な利活用などについて検討します。

①市有地

土地活用の方針が定まっていない未利用地や建築物の整理統合により使用しなくなった市有地については、売却又は民間への有償による貸し付けなどを進めます。

また、土地の有効活用を図るため、立体式に整備していく可能性について検討し、それらによって得られた財源は、公共施設等の維持管理・更新費用として公共施設整備基金に積み立てるなどの活用を図っていきます。

全国的に行政サービスへの民間企業の参入が進んでいることから、民間活力の導入、民間資本の活用を促進していくため、建築物の整理統合において使用されなくなった土地等については、売却だけでなく、多種多様な業種への貸付地として土地の有効活用を図ることを検討します。

②土地開発公社所有地（借地）

本来、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に買い取りした土地であり、購入目的に即した土地活用等を検討し、特定財源の確保に努めたうえで、適切な時期に羽村市が購入します。

③国及び都有地等借地（有償・無償）

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、建築物の整理統合により使用しなくなった土地については、今後のあり方を国や東京都と協議します。

④民有地借地（有償・無償）

建築物の整理統合により使用しなくなった借地の契約終了、立体駐車場の整備等による土地の高度利用、都市公園法等に定める公園の設置基準に準じた設置の見直しなどの取組みを進めることで、維持管理費用の抑制に取組みます。

公園の設置：主として街区内外に居住する者の利用を目的とする街区公園は、街区公園を中心に250m以内の範囲で1箇所あたり2,500m²を標準として設置する。なお、公園の規模や設置目的により変化する。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

土地利用の方針が定まっていない土地については、土地の管理を所管する部署が主体となって、関係部署と連携し土地の利活用を検討します。

そのうえで、羽村市公有財産管理運用委員会に諮り、土地の利活用の方向性を定め、利活用が困難な土地については、売却や民間への有償による貸付について取組みます。

(4) 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

平成 28 年度から平成 57 年度の 30 年間における計画期間のうち、当初 10 年間における土地の借地料及び土地の購入費用は、約 34.9 億円となり、30 年間の全体費用（約 64.1 億円）の約 54.4% を占めます。

当初 10 年間における土地の管理に関する費用

約 34.9 億円 / 10 年（約 3.5 億円 / 年）

■ 土地の管理に関する費用

単位：億円

	30 年間(28-57)		10 年間(28-37)		20 年間(38-57)	
	費用	財源予測	費用	財源予測	費用	財源予測
土地	64.1	64.1	34.9	34.9	29.2	29.2

土地の現状や課題を踏まえ、当初 10 年間において土地の購入、売却等の内容を検討するため、次に掲げる取組みを推進していきます。

■ 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
緑地保全用地	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
民有地借地		集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)
市役所来庁者第 3 駐車場	国有地の購入 (借地契約解消)	
スポーツセンター来館者用駐車場	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
市有地駐車場等用地	立体式駐車場等の検討 駐車場等有料化の検討	
富士見第二保育園貸付地	契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討	
太陽の子保育園貸付地	契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討	
かやの実保育園貸付地		契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討
川崎字武蔵野整備用地	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
小作台地区公共施設整備用地	土地活用方針の検討	
羽村駅西口土地区画整理事業用地	事業用地の購入	
土地活用の方針が定まっていない市有地	売却又は有償による貸付の検討	

2 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針

土地の管理に関する基本的な方針については、次の土地の類型別区分ごとに定めます。

また、土地の類型別敷地面積は、施設用地が約 14 万 9,000 m²、駐車場等用地が約 4 万 3,000 m²、貸付地が約 2 万 3,000 m²、その他が 5 万 9,000 m²となっています。

■ 類型別の区分

区分	主な施設
(1)施設用地	公園、児童遊園、緑地公園、ポケットパーク、広場、緑地、樹林地、農園、ゲートボール場、水田など
(2)駐車場等用地	自転車駐車場、自動車駐車場、自転車保管場所
(3)貸付地	民間事業者等に貸し付けている土地
(4)その他	上記以外の土地

■ 類型別の保有状況（建築物が建っていない土地）

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	箇所数
(1)施設用地	14 万 8,767.80	市有地	6 万 8,908.41	54
		土地開発公社所有地(借地)	732.26	1
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	4 万 6,031.06	23
		民有地借地(有償)	1 万 5,022.22	15
		民有地借地(無償)	1 万 8,073.85	20
(2)駐車場等用地	4 万 2,961.39	市有地	1 万 6,995.37	17
		土地開発公社所有地(借地)	396.08	1
		国及び都有地等借地(有償)	933.98	1
		国及び都有地等借地(無償)	1,336.00	3
		民有地借地(有償)	2 万 3,299.96	25
		民有地借地(無償)	0.00	0
(3)貸付地	2 万 2,591.31	市有地	2 万 2,591.31	41
		土地開発公社所有地(借地)	0.00	0
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	0.00	0
		民有地借地(有償)	0.00	0
		民有地借地(無償)	0.00	0
(4)その他	5 万 9,105.39	市有地	3 万 8,808.03	189
		土地開発公社所有地(借地)	3,137.20	1
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	1 万 1,668.35	2
		民有地借地(有償)	5,491.81	3
		民有地借地(無償)	0.00	0
合計	27 万 3,425.89	市有地	14 万 7,303.12	301
		土地開発公社所有地(借地)	4,265.54	3
		国及び都有地等借地(有償)	933.98	1
		国及び都有地等借地(無償)	5 万 9,035.41	28
		民有地借地(有償)	4 万 3,813.99	43
		民有地借地(無償)	1 万 8,073.85	20

(1) 施設用地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

施設用地は、約 14 万 9,000 m²あり、そのうち市有地は約 6 万 9,000 m²（約 46.3%）となっているため、残りの約 53.7% の土地が借地となっています。

また、計画期間内に羽村市が購入する土地開発公社所有地（借地）は、約 700 m²（約 0.5%）あるほか、民有地借地（有償・無償）は、約 3 万 3,000 m²（約 22.2%）となっています。

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	箇所数
(1)施設用地	14 万 8,767.80	市有地	6 万 8,908.41	54
		土地開発公社所有地(借地)	732.26	1
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	4 万 6,031.06	23
		民有地借地（有償）	1 万 5,022.22	15
		民有地借地（無償）	1 万 8,073.85	20

②計画期間内における土地の利活用方針

【市有地に関する方針】

建築物の整理統合により使用しなくなった市有地は、売却又は民間への有償による貸し付けなどを行い、時期を捉えて土地の売却を進めます。

【国及び都有地等借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、整理統合により使用しなくなつた土地は、今後のあり方を国や東京都と協議します。

【民有地借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、整理統合により使用しなくなつた土地は、借地契約を終了します。

公園は、都市公園法等に定める、設置基準に準じた検討を通じて、一定の地区に必要以上の公園を設置している場合には、借地契約の終了を含めて検討します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
緑地保全用地	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
民有地借地		集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)

■施設用地の保有状況（その1）

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類
1	川崎西公園	1,287.55	市有地	公園等用地
		520.45	公有地(無償)	公園等用地
2	神明東児童公園	2,597.00	市有地	公園等用地
		56.00	公有地(無償)	
3	丸山下児童公園	1,000.00	市有地	公園等用地
4	たんぽぽ児童公園	160.00	市有地	公園等用地
		204.00	公有地(無償)	
5	ならのき児童公園	180.00	市有地	公園等用地
6	すみれ児童公園	112.00	市有地	公園等用地
7	ゆうやけ児童公園	225.00	市有地	公園等用地
8	五ノ神児童公園	209.00	市有地	公園等用地
9	こじか児童公園	346.00	市有地	公園等用地
10	いしだ児童公園	200.00	市有地	公園等用地
11	ひので児童公園	358.00	市有地	公園等用地
12	うさぎ児童公園	290.00	市有地	公園等用地
13	さつき児童公園	324.00	市有地	公園等用地
14	コスモス児童公園	100.00	市有地	公園等用地
15	赤松公園	2,297.00	市有地	公園等用地
16	みどり3公園	524.00	民有地(無償)	公園等用地
17	こでまり公園	255.00	市有地	公園等用地
18	ささのは公園	230.00	公有地(無償)	公園等用地
19	ぞうさん公園	500.00	公有地(無償)	公園等用地
20	クローバー公園	500.00	公有地(無償)	公園等用地
21	つくしんぼ公園	200.00	公有地(無償)	公園等用地
22	介山公園	980.00	市有地	公園等用地
23	根がらみ坂公園	898.00	市有地	公園等用地
24	まいまいず井戸公園	383.00	民有地(無償)	公園等用地
25	チューリップ公園	1,842.00	市有地	公園等用地
26	玉川南公園	253.00	市有地	公園等用地
27	双葉町二丁目公園	232.00	市有地	公園等用地
28	田ノ上第二コミュニティ公園	879.00	市有地	公園等用地
29	双葉町東公園	404.00	市有地	公園等用地
30	こやけ児童公園	323.00	市有地	公園等用地
31	宮の下運動公園	23,070.00	公有地(無償)	公園等用地
32	宮前自然公園	960.18	市有地	公園等用地
		2,988.82	公有地(無償)	
33	神明緑道	3,854.00	公有地(無償)	公園等用地
34	踊子草公園	2,832.00	民有地(無償)	公園等用地
35	栄緑地公園	5,688.00	市有地	公園等用地
36	小作緑地公園	14,392.00	市有地	公園等用地
37	あさひ緑地公園	5,805.00	市有地	公園等用地
38	羽加美緑地公園	4,234.12	市有地	公園等用地
		5,711.86	民有地(有償)	
39	羽村堰上草花公園	1,387.00	公有地(無償)	公園等用地
40	桜づつみ公園	1,388.00	市有地	公園等用地
		2,642.00	公有地(無償)	
41	緑ヶ丘憩いの森	3,154.00	市有地	公園等用地
42	奈賀児童遊園	2,204.00	市有地	公園等用地
43	あげば児童遊園	1,456.00	公有地(無償)	公園等用地
44	川崎児童遊園	291.00	市有地	公園等用地
45	あおぞら児童遊園	469.00	民有地(有償)	公園等用地
46	鳩胸児童遊園	834.00	民有地(無償)	公園等用地
47	ひのきの子児童遊園	1,738.00	民有地(有償)	公園等用地
48	けやき児童遊園	983.00	民有地(無償)	公園等用地
49	富士見平児童遊園	360.00	民有地(有償)	公園等用地
50	田ノ上児童遊園	813.00	民有地(有償)	公園等用地

■施設用地の保有状況（その2）

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類
51	本町児童遊園	579.00	民有地(有償)	公園等用地
52	しらうめ児童遊園	554.00	市有地	公園等用地
53	さかえ児童遊園	378.00	民有地(有償)	公園等用地
54	羽東1丁目ポケットパーク	305.00	市有地	公園等用地
55	宮の下ポケットパーク	386.00	民有地(有償)	公園等用地
56	百年発祥の地記念碑	85.00	市有地	公園等用地
57	本町一広場	899.30	民有地(有償)	公園等用地
58	本町二広場	316.00	民有地(有償)	公園等用地
59	玉川コミュニティ広場	579.07	市有地	公園等用地
60	ホタル養殖地	297.45	民有地(無償)	公園等用地
61	宮前樹林地	1,424.37	市有地	公園等用地
62	稻荷緑地	3,394.11	市有地	公園等用地
63	稻荷緑地(東小下)	1,043.88	市有地	公園等用地
64	宮地緑地	661.00	市有地	公園等用地
65	小作緑地	2,909.86	市有地	公園等用地
66	圈央道青梅トンネル坑口横	433.14	公有地(無償)	公園等用地
67	圈央道青梅トンネル直上口	691.25	公有地(無償)	公園等用地
68	圈央道多摩川橋下	3,933.00	公有地(無償)	公園等用地
69	神明台2丁目緩衝緑地	181.80	市有地	公園等用地
70	神明台四丁目緑地	109.01	市有地	公園等用地
71	双葉町東ポケットパーク	91.50	市有地	公園等用地
72	羽村第二中学校テニスコート用地	1,301.00	民有地(有償)	学校・教育施設用地
73	羽村第一中学校農園等用地	403.69	民有地(有償)	学校・教育施設用地
74	小作台小学校学校農園	722.00	民有地(無償)	学校・教育施設用地
75	東ゲートボール場	1,675.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地
76	東台ゲートボール場	1,052.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地
77	間坂ゲートボール場	862.24	民有地(無償)	保健・福祉施設用地
78	川崎東ゲートボール場	438.66	民有地(有償)	保健・福祉施設用地
79	奈賀ゲートボール場	608.71	民有地(有償)	保健・福祉施設用地
80	緑ヶ丘ゲートボール場	620.00	民有地(有償)	保健・福祉施設用地
81	栄町ゲートボール場	947.00	市有地	保健・福祉施設用地
82	小作軽スポーツ場	425.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地
83	いこいの里散策地	347.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地
84	第1農園	984.00	民有地(無償)	産業系施設用地
85	第2農園	1,006.00	民有地(無償)	産業系施設用地
86	第3農園	1,128.00	民有地(無償)	産業系施設用地
87	第4農園	722.16	民有地(無償)	産業系施設用地
88	第5農園	574.00	民有地(無償)	産業系施設用地
89	第8農園	843.00	民有地(無償)	産業系施設用地
90	食育体験用地	519.36	市有地	産業系施設用地
91	根がらみ水田(大賀蓮)	1,136.00	民有地(無償)	産業系施設用地
92	根がらみ水田(睡蓮)	744.00	民有地(無償)	産業系施設用地
93	立川崖線緑地保全用地(7箇所)	3,365.40	公有地(無償)	産業系施設用地
94	緑地保全用地(8箇所)	2,235.60	市有地	産業系施設用地
		732.26	公社所有	産業系施設用地
合計		148,767.80	113 箇所	

(2) 駐車場等用地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

駐車場等用地は、約4万3,000m²あり、そのうち市有地は約1万7,000m²（約39.6%）となっているため、残りの約60.4%の土地が借地となっています。

また、計画期間内に羽村市が購入する土地開発公社所有地（借地）は、約400m²（約0.9%）あるほか、民有地借地（有償）は、約2万3,000m²（約54.2%）となっています。

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	
			箇所数	
(2)駐車場等用地	4万2,961.39	市有地	1万6,995.37	17
		土地開発公社所有地(借地)	396.08	1
		国及び都有地等借地(有償)	933.98	1
		国及び都有地等借地(無償)	1,336.00	3
		民有地借地(有償)	2万3,299.96	25
		民有地借地(無償)	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

【市有地に関する方針】

土地の有効活用を図るため、立体式に整備していく可能性について検討します。

また、整理統合により使用しなくなった市有地は、売却又は民間への有償による貸し付けなどを行い、時期を捉えて土地の売却を進めます。

【国及び都有地等借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、整理統合により使用しなくなった土地は、今後のあり方を国や東京都と協議します。

【民有地借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、市有地の駐車場等を立体式に整備するなどの整理統合により使用しなくなった土地は、借地契約を終了します。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
市役所来庁者第3駐車場	国有地の購入（借地契約解消）	
スポーツセンター来館者用駐車場	土地開発公社所有地の購入（借地契約解消）	
市有地駐車場等用地	立体式駐車場等の検討 駐車場等有料化の検討	
民有地借地		集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)

■駐車場等用地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類
1	羽村駅東口第一自転車駐車場	320.00	市有地	その他の用地
2	羽村駅東口第二自転車駐車場	591.03	市有地	その他の用地
3	羽村駅東口第三自転車駐車場	479.06	民有地(有償)	その他の用地
4	羽村駅東口第四自転車駐車場	436.00	公有地(無償)	その他の用地
5	羽村駅西口第一自転車駐車場	184.03	民有地(有償)	その他の用地
		254.00	民有地(有償)	
		171.17	市有地	
6	羽村駅西口第二自転車駐車場	211.32	民有地(有償)	その他の用地
		84.24	市有地	
7	羽村駅西口第三自転車駐車場	431.10	民有地(有償)	その他の用地
8	羽村駅西口第四自転車駐車場	224.14	市有地	その他の用地
9	小作駅東口第一自転車駐車場	609.59	民有地(有償)	その他の用地
		519.65	民有地(有償)	
10	小作駅東口第二自転車駐車場	368.00	公有地(無償)	その他の用地
11	小作駅西口第一自転車駐車場	800.00	民有地(有償)	その他の用地
12	小作駅西口第二自転車駐車場	532.00	公有地(無償)	その他の用地
13	玉川自転車保管場所	550.00	市有地	その他の用地
14	市役所来庁者第3駐車場	933.98	公有地(有償)	その他の用地
15	市役所来庁者第4駐車場	820.00	民有地(有償)	その他の用地
16	動物公園駐車場	4,452.00	市有地	その他の用地
17	動物公園第一臨時駐車場	3,814.66	民有地(有償)	その他の用地
18	動物公園第二臨時駐車場	762.00	民有地(有償)	その他の用地
19	武蔵野公園第二駐車場	767.30	民有地(有償)	その他の用地
20	武蔵野公園第三駐車場	1,900.00	市有地	その他の用地
21	富士見公園第一駐車場	1,360.00	民有地(有償)	その他の用地
22	富士見公園第二駐車場	696.00	民有地(有償)	その他の用地
23	富士見公園駐車場(臨時)	1,677.03	市有地	その他の用地
24	グリーントリム公園駐車場	3,715.05	市有地	その他の用地
25	スポーツセンター第1・3駐車場	3,890.51	民有地(有償)	その他の用地
26	スポーツセンター第2駐車場	793.00	民有地(有償)	その他の用地
27	スポーツセンター第4駐車場	535.00	民有地(有償)	その他の用地
28	スポーツセンター来館者用駐車場	396.08	公社所有	その他の用地
29	中央児童館駐車場	367.44	市有地	その他の用地
30	西児童館駐車場	74.00	民有地(有償)	その他の用地
31	保健センター駐車場	487.04	市有地	その他の用地
32	農産物直売所駐車場	624.48	市有地	その他の用地
		151.35	民有地(有償)	
33	観光等公共駐車場	1,447.89	民有地(有償)	その他の用地
34	富士見斎場駐車場	1,053.03	市有地	その他の用地
35	富士見霊園駐車場	163.23	市有地	その他の用地
36	羽中四丁目駐車場	514.79	市有地	その他の用地
37	いこいの里駐車場	1,041.00	民有地(有償)	その他の用地
38	しらうめ保育園駐車場	100.70	市有地	その他の用地
39	ゆとろぎ第1駐車場(立体駐車場)	1,814.02	民有地(有償)	その他の用地
40	ゆとろぎ第2駐車場	900.00	民有地(有償)	その他の用地
41	ゆとろぎ第3駐車場	342.48	民有地(有償)	その他の用地
42	ゆとろぎ第4駐車場	602.00	民有地(有償)	その他の用地
合計		42,961.39	47箇所	

(3) 貸付地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

貸付地は、約2万3,000m²あり、全て市有地となっています。

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	箇所数
(3)貸付地	2万2,591.31	市有地	2万2,591.31	41
		土地開発公社所有地(借地)	0.00	0
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	0.00	0
		民有地借地(有償)	0.00	0
		民有地借地(無償)	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

当面、現在の土地利用の状況を維持しますが、契約期間満了の時期を捉えて土地の売却を検討します。

使用しなくなった市有地は、売却又は民間への有償による貸し付けなどを行い、時期を捉えて土地の売却を進めます。

利用者が継続して借用する意向が無くなった場合には、当該土地に関する活用の検討を行い、必要に応じて売却を進めます。

■当初10年間（平成28年度～平成37年度）の取組み

施設名称	平成28年度～平成32年度	平成33年度～平成37年度
富士見第二保育園貸付地	契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討	
太陽の子保育園貸付地	契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討	
かやの実保育園貸付地		契約期間満了に伴う 貸付地売却の検討

※当初10年間に契約期間が満了する主な貸付地を掲載しています。その他の貸付地についても、それぞれの契約期間満了に併せて売却を検討します。

■貸付地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類
1	富士みのり保育園貸付地	1,190.64	市有地	他の用地
2	かやの実保育園貸付地	789.00	市有地	他の用地
3	たつの子保育園貸付地	466.50	市有地	他の用地
4	富士見第二保育園貸付地	716.88	市有地	他の用地
5	さくら保育園貸付地	1,692.72	市有地	他の用地
6	あおぞら保育園貸付地	977.54	市有地	他の用地
7	まつぼっくり保育園貸付地	1,215.00	市有地	他の用地
8	太陽の子保育園貸付地	1,574.85	市有地	他の用地
9	玉川一丁目貸付地(住宅用地)	138.36	市有地	他の用地
10	玉川一丁目貸付地(駐車場用地)	28.87	市有地	他の用地
11	宮地町内会貸付地	2.00	市有地	他の用地
12	リトルグランド貸付地	7,714.32	市有地	他の用地
13	LP ガス貯蔵庫貸付地	76.62	市有地	他の用地
14	ガスガバナー室貸付地	10.34	市有地	他の用地
15	小作囃子保存会貸付地	19.38	市有地	他の用地
16	田ノ上第一町内会貸付地	50.76	市有地	他の用地
17	小作台西町内会貸付地	67.40	市有地	他の用地
18	東第一町内会貸付地	33.00	市有地	他の用地
19	玉川二丁目貸付地	43.50	市有地	他の用地
20	小作駅前交番貸付地	147.39	市有地	他の用地
21	小作駅前市有地貸付地	19.08	市有地	他の用地
22	真愛会 真鍋クリニック貸付地	260.00	市有地	他の用地
23	神明台交番貸付地	49.91	市有地	他の用地
24	羽村西駐在所貸付地	210.20	市有地	他の用地
25	五ノ神駐在所貸付地	198.28	市有地	他の用地
26	水道事業貸付地	558.00	市有地	他の用地
27	商工会貸付地	703.32	市有地	他の用地
28	福祉作業所ひばり園貸付地	991.76	市有地	他の用地
29	商業協同組合貸付地(4箇所)	846.51	市有地	他の用地
30	羽東二丁目貸付地	41.74	市有地	他の用地
31	本町第一町内会貸付地(6箇所)	1,563.36	市有地	他の用地
32	本町第二町内会貸付地	63.41	市有地	他の用地
33	本町第三町内会貸付地	130.67	市有地	他の用地
合計		22,591.31	41 箇所	

(4) その他の土地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

その他の土地は、約5万9,000m²あり、そのうち市有地は約3万9,000m²（約65.6%）となっているため、約34.4%の土地が借地となっています。

また、計画期間内に羽村市が購入する土地開発公社所有地（借地）は、約3,100m²（約5.3%）あるほか、民有地借地（有償）は、約5,500m²（約9.3%）となっています。

区分	敷地面積（m ² ）	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積（m ² ）	箇所数
(4)その他	5万9,105.39	市有地	3万8,808.03	189
		土地開発公社所有地(借地)	3,137.20	1
		国及び都有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都有地等借地(無償)	1万1,668.35	2
		民有地借地（有償）	5,491.81	3
		民有地借地（無償）	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

【市有地に関する方針】

土地活用の方針が定まっていない未利用地は、建築物の整理統合を進める中で、建て替え候補地として検討を進めたうえで、羽村市での活用が見込めない場合は、売却又は民間への有償による貸し付けなどを進めます。

羽村駅西口土地区画整理事業用地は、施行者管理地として適正に管理するとともに、事業の進ちょくにあわせて合理的な利活用などについて検討します。

小作台地区公共施設整備用地は、小作台5丁目広場管理運営委員会と運営に関する確認書を交わし、市民協働による管理運営を行っており、今後、当該用地の活用方法について検討します。

【国及び都有地等借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、整理統合により使用しなくなつた土地については、今後のあり方を国や東京都と協議します。

【民有地借地（有償・無償）に関する方針】

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、整理統合により使用しなくなつた土地については、借地契約を終了します。

■当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

施設名称	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
川崎字武蔵野整備用地	土地開発公社所有地の購入 (借地契約解消)	
小作台地区公共施設整備用地	土地活用方針の検討	
羽村駅西口土地区画整理事業用地	事業用地の購入	
土地活用の方針が定まっていない市有地	売却又は有償による貸付の検討	
民有地借地		集約化・複合化・多機能化等の検討 (施設のあり方を含む)

■その他の土地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類
1	西小歩道橋横歩道	45.00	市有地	その他の用地
2	上水グランド用地	2,799.22	民有地(有償)	その他の用地
3	玉川上水路用地	1.35	公有地(無償)	その他の用地
4	堰下レクリエーション広場	11,667.00	公有地(無償)	その他の用地
5	羽加美緑地内フィールドゴルフ場	2,659.00	民有地(有償)	その他の用地
6	小作駅前駐車場	981.77	市有地	その他の用地
7	行政バス駐車用地	236.34	市有地	その他の用地
8	川崎市営住宅跡地	40.10	市有地	その他の用地
9	公共用地	41.00	市有地	その他の用地
10	五ノ神共同井戸跡地	14.59	市有地	その他の用地
11	旧下河原国鉄用地	1,454.41	市有地	その他の用地
12	市道第203号線整備用地	84.40	市有地	その他の用地
13	川崎字武蔵野整備用地	3,137.20	公社所有	その他の用地
14	元落合荘用地(山梨県)	2,989.53	市有地	その他の用地
15	小作台地区公共施設整備用地	3,101.10	市有地	その他の用地
16	歩道橋用地(西小付近)	33.59	民有地(有償)	その他の用地
17	小作駅前市有地	80.96	市有地	その他の用地
18	根岸地蔵用地	87.94	市有地	その他の用地
19	こうや地蔵用地	13.32	市有地	その他の用地
20	第2水源保全用地	559.13	市有地	その他の用地
21	羽村駅西口土地区画整理事業用地 (102箇所)	27,324.19	市有地	その他の用地
22	防火水槽、消火栓等(73箇所)	1,754.25	市有地	その他の用地
合計		59,105.39	195 箇所	

第6章 インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 インフラ施設の管理に関する基本的な方針

(1) インフラ施設の現状や課題に関する基本認識

羽村市が保有するインフラ施設は、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園等があり、平成28年度から平成57年度までの30年間における維持管理、修繕、更新費用を更新費用試算ソフトで算定可能なインフラ施設（道路、橋りょう、上水道管、下水道管）で算定すると、約507.3億円が必要となります。

また、更新費用試算ソフトで算定できない上水道施設、公園等については、羽村市水道ビジョン（平成22～平成33年度）及び羽村市公園等施設維持保全計画（平成26年度～平成35年度）をもとに計画期間内30年間の費用を算定した結果、上水道施設は約25.2億円、公園等は約29.1億円となり、更新費用試算ソフトで算定された約507.3億円を加えると約561.6億円が必要となります。

ただし、更新費用試算ソフトは、全国的な調査を踏まえた標準的な費用を算定しているため、既に策定しているインフラ施設の維持保全計画をもとに算定した結果、約480.6億円（年平均約16.0億円）と試算されました。

一方、平成17年度から平成26年度（10年間）までにおけるインフラ施設の管理に要する経費の決算額は約154億円（年平均約15.4億円）であり、計画期間内もこの経費が継続すると仮定した場合、計画期間内のインフラ施設に関する維持補修・更新費用は約462億円となり、約18.6億円（年平均約0.6億円）の財源不足が予測されます。

このため、将来に渡って安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を可能とするためには、インフラ施設の長寿命化への取組みが必要になります。

更新費用試算ソフト等による維持補修・更新費用*

約561.6億円（約18.7億円/年）

インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用*

約480.6億円（約16億円/年）

計画期間内における財源予測

約462億円（約15.4億円/年）

財源不足

約18.6億円

* 資料編87頁以降に費用の内訳及び算定根拠を掲載しています。

■計画期間内におけるインフラ施設の維持補修・更新費用

	更新費用試算ソフト等による費用	インフラ施設の管理に関する更新等費用
	約 561.6 億円(約 18.7 億円/年)	約 480.6 億円(約 16.0 億円/年)
道 路	約 122.3 億円(約 4.1 億円/年)	約 90.5 億円(約 3.0 億円/年)
橋りょう	約 4.6 億円(約 0.1 億円/年)	約 3.4 億円(約 0.1 億円/年)
上水道	約 210.7 億円(約 7.0 億円/年)	約 186.3 億円(約 6.2 億円/年)
管路	約 185.5 億円(約 6.2 億円/年)	約 161.1 億円(約 5.4 億円/年)
施設	約 25.2 億円(約 0.8 億円/年)	約 25.2 億円(約 0.8 億円/年)
下水道	約 194.9 億円(約 6.5 億円/年)	約 171.3 億円(約 5.7 億円/年)
公園等	約 29.1 億円(約 1.0 億円/年)	約 29.1 億円(約 1.0 億円/年)

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の築造費を含む

(2) インフラ施設の最適化に関する取組みの方向性

今後 30 年間におけるインフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用は約 480.6 億円と試算され、計画期間内における財源予測は約 462 億円であるため、約 18.6 億円の財源が不足しますが、インフラ施設については、市民生活を支える重要な施設であるため、個別施設計画として作成する維持保全計画を踏まえた予防保全型の維持管理の実施、新たな技術導入等を積極的に進める中で、ライフサイクルコストの軽減に取り組むとともに、適正な受益者負担や国庫補助金など特定財源の確保に努めます。

また、維持管理等費用の軽減などを進めることで新規建設分の費用を確保し、市民生活に必要となる新たなインフラ施設の整備についても計画的に進めます。

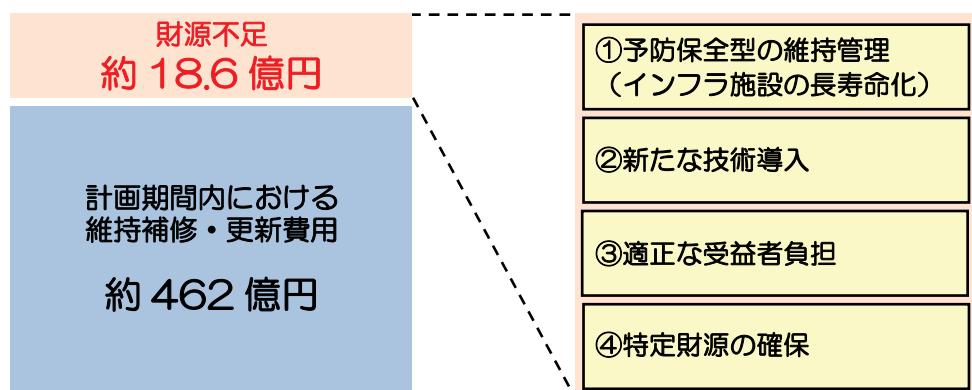
羽村駅西口土地区画整理事業地区内は、事業における移転（工事）時期を見据えた中で、施設の適正な維持管理及び更新を計画的に進めます。

インフラ施設の最適化に関する取組みの方向性

約 18.6 億円 / 30 年 (約 0.6 億円/ 年)

の財源不足を解消

■財源不足解消の取組み



(3) 当初 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）の取組み

平成 28 年度から平成 57 年度の 30 年間における計画期間のうち、当初 10 年間におけるインフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用は、約 176.9 億円であり、財源不足が、約 6.2 億円と推計されるため、当初 10 年間におけるインフラ施設の維持補修・更新費用は、約 170.7 億円になります。

また、計画期間内における当初 10 年間の財源予測は、約 154 億円であり、当初 10 年間におけるインフラ施設の維持補修・更新費用と比較すると、約 16.7 億円の財源不足が予測されます。

なお、当初 10 年間におけるインフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用は、約 176.9 億円のため、30 年間の全体費用（約 480.6 億円）の約 36.8% を占めます。

当初 10 年間におけるインフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用

約 176.9 億円（約 17.7 億円/ 年）

当初 10 年間におけるインフラ施設の維持補修・更新費用

財源不足

約 170.7 億円（約 17.1 億円/ 年）

約 6.2 億円

当初 10 年間における財源予測

財源不足

約 154 億円（約 15.4 億円/ 年）

約 16.7 億円

当初 10 年間におけるインフラ施設の維持補修・更新費用

約 170.7 億円/ 10 年（約 17.1 億円/ 年）

■インフラ施設の管理に関する費用

単位：億円

	30 年間(28-57)		10 年間(28-37)		20 年間(38-57)	
	費用	財源予測	費用	財源予測	費用	財源予測
インフラ施設	480.6	462.0	176.9	154.0	303.7	308.0

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の築造費を含む

2 インフラ施設の類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 道路の管理に関する基本的な方針

羽村市の道路はその多くが昭和40年代の高度成長期に整備したもので、道路施設の老朽化が進んでいます。

道路については、日常の道路パトロールや定期点検のほか、市民等から寄せられる情報により状況を把握し、必要な対策を効果的に行い道路の維持管理を進めます。

道路の安全・安心・快適な環境を保全し、円滑な交通を確保するため、平成24年度に策定した「羽村市道路維持保全計画」を見直し、道路維持保全に係るコストの最適化及び平準化を図り、道路の適正かつ効率的な維持保全を行います。

(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針

羽村市が管理する橋りょうは7橋あり、そのうち橋長15m以上の橋りょうは、羽村橋、堂橋、羽村堰下橋の3橋となります。

建設後、羽村橋は47年、堂橋は38年、羽村堰下橋は37年が経過し、老朽化が進んでいます。

橋りょうを、引き続き安全な状態で利用するとともに、老朽化に伴う架け替え時期を延伸するため、計画的な修繕を行います。

平成25年度に策定した「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震補強や補修を集約化し、優先順位を考慮した計画的な予防保全型の維持管理を行います。

(3) 上水道の管理に関する基本的な方針

平成27年度末までに、管路情報を電子化した台帳システムに移行し、管路の予防保全型の維持管理に関する分析・集計を可能とし、平成28年度に予定している水道ビジョンの後期計画の策定に向けた取組みに活用していきます。

第1配水場までの送水管の約55%は昭和41年までに布設したものであり、第2配水場までの送水管の約19%は、昭和41年から昭和50年までの間に布設するなど、送水管の老朽化が進んでいます。

配水管は「羽村市地域防災計画」において避難所等に指定されている小中学校等の施設周辺を優先しながら、耐震性に優れた管路への更新を進めています。

安定的な給水を維持するため、施設の健全性や耐震性の観点から更新の重要度・優先度を定め、計画的に送・配水施設及び管路の改修・更新を行います。

更新費用及び維持管理費用の平準化を図るために、計画的で適切な予防保全型の維持管理を行います。

(4) 下水道の管理に関する基本的な方針

羽村市の公共下水管の多くは、昭和50年代に布設していることから、平成36年度以降に標準耐用年数の50年を経過するものが多く、総合的かつ効果的な維持管理の実施が求められます。

平成22年に策定した「羽村市下水道総合計画」に基づき、下水道施設の老朽化したマンホール蓋の交換やTVカメラを活用した汚水管の点検等を行い、計画的な予防保全型の維持管理を行います。

(5) 公園等の管理に関する基本的な方針

羽村市の公園は、昭和40年代から昭和50年代までの開設が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。

市民の安全な公園利用を推進するため、平成26年度に策定した「羽村市公園等施設維持保全計画」に基づき、遊具や照明設備等、計画的な公園施設の修繕や更新を実施します。

動物公園、水上公園については、管理運営の効率化を推進するとともに、施設の長寿命化に取組みます。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

インフラ施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減のため、インフラ施設の維持管理・更新を所管する部署が主体となって、関係部署と連携し維持管理を進めます。

インフラ施設の総合的かつ計画的な予防保全型の維持管理に関する業務を通じた技術の継承（OJT：オンザジョブトレーニング）の取組みを実現するため、維持管理に関する習熟技術者と若手技術者のペアでの点検・補修等の実施などの取組みを進めます。

職員の人事異動について、専門性を最大限に生かせるよう配慮します。

職員は適宜、外部講習会への参加や専門誌の購読などによる新たな技術習得に努め、習得した技術を職員間で共有するための職員研修を実施していきます。

第7章 フォローアップの実施方針等

1 計画の推進

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

計画の推進にあたり、「羽村市公共施設等総合管理計画」及び個別の維持保全計画等の目標達成に向けて、進行管理を所管する部署において、計画の進ちょく状況を一元的に管理し、関係部署が相互に連携しながら進行管理を行います。

施設の長寿命化や整理統合による財政状況に対応した効果的な維持管理を実現するため、庁内検討委員会を組織し、計画の方針を踏まえた取組みを進めます。

(2) 市民との情報共有

計画の進ちょく状況等は、広報紙や市公式サイト等を通じて、適宜、情報を提供します。

また、建築物の整理統合を検討する際には、施設管理を所管する部署が主体となって、施設を利用する市民等の意見を十分に踏まえながら検討し、施設の整理統合を実施する際は、市民・利用者の理解を得るために説明会や懇談会等を開催します。

(3) 公共施設等総合管理計画の改訂

計画期間が30年と長期に渡ることから、計画が実情と乖離したものにならないよう、必要に応じて改訂します。

2 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 予算の平準化に関する検討

計画における検討を通じて、維持管理コストを踏まえた財源を予測し、公共施設等の適正な維持管理を実現するよう努めます。

ただし、維持補修・更新費用が集中する年度においては、十分な予算を確保することが難しい場合があることから、公共施設等の日常点検を踏まえ、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化について検討します。

(2) 広域連携の検討

人口減少社会の到来により、羽村市単独では行政サービスの提供を維持することが困難と判断されたものについては、民間活力の積極的な導入を図りながら、必要に応じて、周辺自治体との広域連携について検討します。

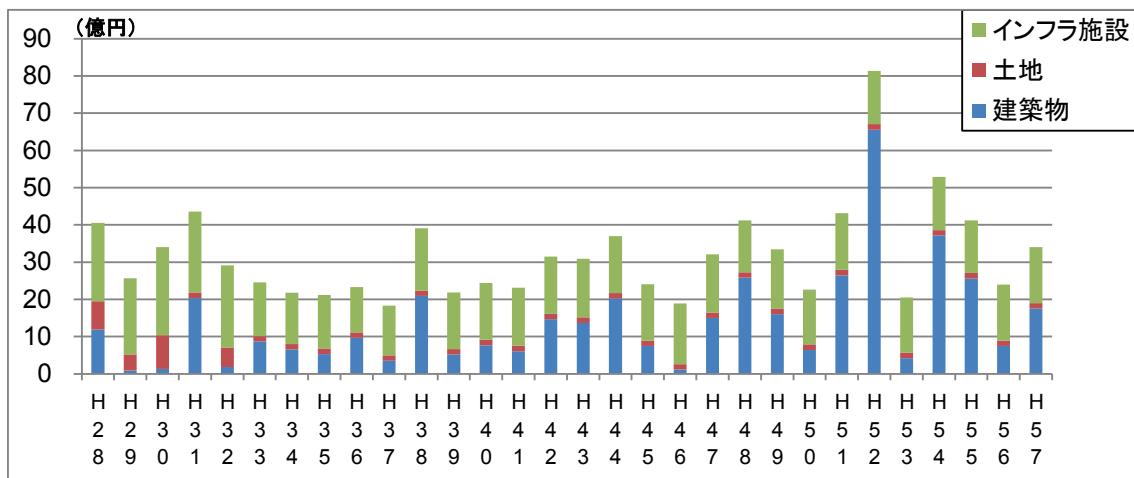
■資料編

1 公共施設等の管理に関する費用

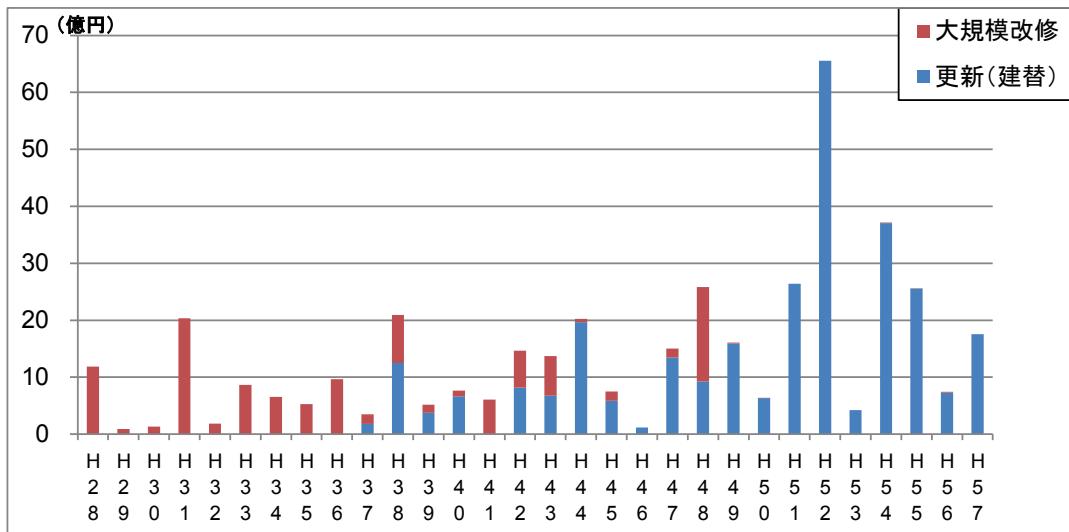
(1) 公共施設等の管理に関する費用の内訳

単位: 億円

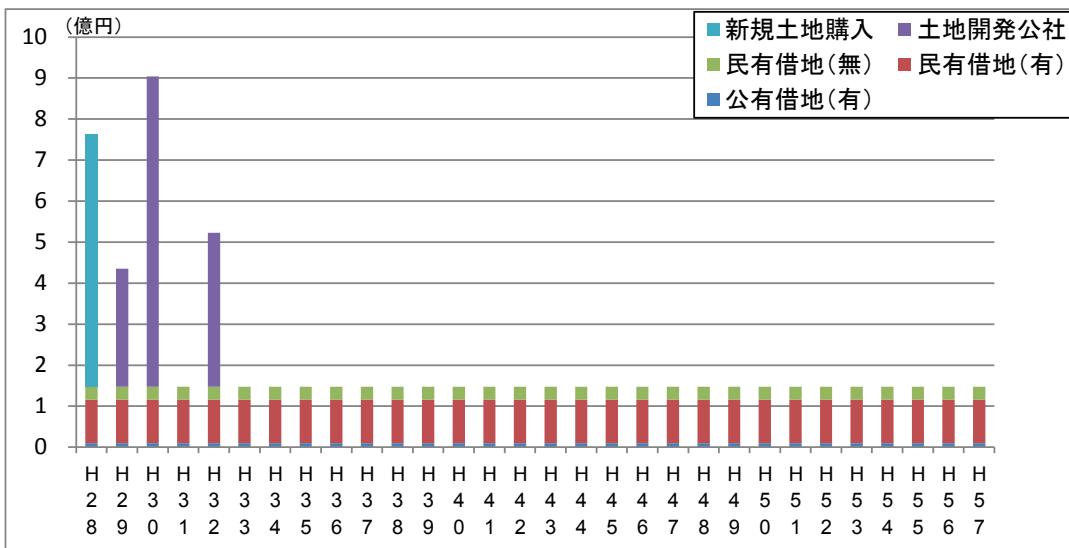
	30年間(28-57)		10年間(28-37)		20年間(38-57)	
	費用	財源予測	費用	財源予測	費用	財源予測
建築物	414.9	354.0	138.0	118.0	276.9	236.0
土地	64.1	64.1	34.9	34.9	29.2	29.2
インフラ施設	480.6	462.0	176.9	154.0	303.7	308.0
合計	959.6	880.1	349.8	306.9	609.8	573.2



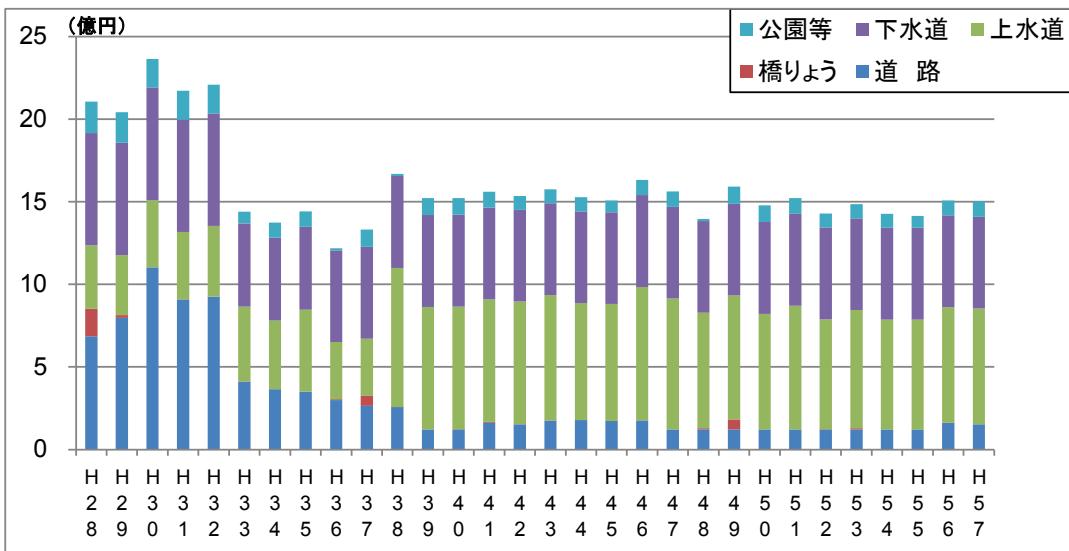
■ 建築物の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



■ 土地の管理に関する費用の内訳



■ インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



(2) 建築物の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠

①国が示す更新費用算定の前提条件

- すべての公共施設等を対象とし、現在保有している公共施設等を今後もすべて保有し続けると仮定する。
- 大規模改修を行うものとして推計し、大規模改修の周期は30年、建替更新周期は60年とする。

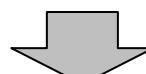
②大規模改修及び更新に係る費用

■施設分類の変更

【更新費用試算ソフトにおける大規模改修単価及び更新単価】

施設分類	大規模改修の1m ² 単価	更新の1m ² 単価
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設等	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系・子育て支援施設系	17万円/m ²	33万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²

注：更新費用には、既存施設の解体費用を含む



【計画における施設分類（網掛け部分が更新費用試算ソフトからの変更箇所）】

施設分類	大規模改修の1m ² 単価	更新の1m ² 単価
市民文化系・社会教育系・行政系施設・スポーツ・レクリエーション系施設等	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系・子育て支援施設系	17万円/m ²	33万円/m ²
公営住宅・鉄筋コンクリート造以外の建築物	17万円/m ²	28万円/m ²

■施設分類の設定方法

項目	内容						
鉄筋コンクリート以外の構造	<p>更新費用試算ソフトの単価には、建築物の構造別の考え方が含まれていないため、施設分類によっては高価に試算されます。</p> <p>そのため、鉄筋コンクリート造以外の建築物については、更新単価が安価である28万円の施設分類とします。</p> <p>【鉄筋コンクリート以外の構造】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・コンクリートブロック造</td> <td>・鉄骨プレハブ造</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨造</td> <td>・アルミサンドイッチパネル</td> </tr> <tr> <td>・軽量鉄骨造</td> <td>・木造 等</td> </tr> </tbody> </table>	・コンクリートブロック造	・鉄骨プレハブ造	・鉄骨造	・アルミサンドイッチパネル	・軽量鉄骨造	・木造 等
・コンクリートブロック造	・鉄骨プレハブ造						
・鉄骨造	・アルミサンドイッチパネル						
・軽量鉄骨造	・木造 等						
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	<p>更新費用試算ソフトの「市民文化系・社会教育系・行政系施設等」において定められる大規模改修単価は、羽村市公共建築物維持保全計画に定められた大規模改修工事費用に比べて非常に高くなっています。</p> <p>そのため、平成26年度用標準建物予算単価（東京都資料）で算出したところ、約20万円/m²となったため、「市民文化系・社会教育系・行政系施設等」については、大規模改修単価が20万円の施設分類とします。</p>						

(3) 土地の管理に関する費用の算定根拠

■計画期間内に全ての借地を購入した場合の経費

敷地所有形態	経費	敷地面積
①市有地	—	59万 7,287.22 m ²
②土地開発公社所有地（借地）	総額：約 14.2 億円※1	3万 9,504.54 m ²
③国及び都県等借地（有償）	総額：約 46.5 億円※2	3万 4,552.62 m ²
④国及び都県等借地（無償）	総額：約 137.3 億円※2	10万 1,957.99 m ²
⑤民有地借地（有償）	総額：約 72.4 億円※2	5万 3,787.84 m ²
⑥民有地借地（無償）	総額：約 26.0 億円※2	1万 9,326.85 m ²
合計	約 296.4 億円 (9.9 億円/年)	84万 6,417.06 m ²

※1：土地開発公社が購入した金額

※2：平成 27 年の羽村市内の地価公示の 11 地点の平均地価を借地面積に乗じた金額

■土地開発公社所有地以外の借地について現在の契約を継続した場合の経費

敷地所有形態	経費	敷地面積
①市有地	—	59万 7,287.22 m ²
②土地開発公社所有地（借地）	購入費用総額：約 14.2 億円※1	3万 9,504.54 m ²
③国及び都県等借地（有償）	借地料総額：約 2.5 億円※2	3万 4,552.62 m ²
④国及び都県等借地（無償）	—	10万 1,957.99 m ²
⑤民有地借地（有償）	借地料総額：約 31.9 億円※2	5万 3,787.84 m ²
⑥民有地借地（無償）	市税減額免除総額：約 9.3 億円※3	1万 9,326.85 m ²
⑦都市整備用地の新規購入	約 6.2 億円※4	(4503.48 m ²) ※5
合計	約 64.1 億円 (約 2.1 億円/年) ※全て購入した場合に比べて 約 78.4% の軽減となる	84万 6,417.06 m ²

※1：土地開発公社が購入した金額

※2：平成 27 年度の借地料で計画期間内は更新し続けると仮定

※3：市税減額免除総額は以下の式により算出

$$\text{市税減額免除総額} = \text{民有借地（無償）の総面積} \times \text{固定資産税評価額} (= \text{地価公示} \times 70\%) \\ \times \{\text{固定資産税} (1.4\%) + \text{都市計画税} (0.3\%) \} \times 30 \text{ 年}$$

※4：平成 28 年度の羽村駅西口土地区画整理事業に伴う、都市整備用地の新規購入費用

※5：現段階で購入する都市整備用地の面積は確定していないため、登記簿地積により掲載。

■地価公示の状況（平成 27 年）

標準地番号	標準地の所在（住居表示）	平成 27 年 (円)	平成 26 年 (円)
1	羽村市羽中 3 丁目 2638 番 23 (羽中 3-10-12)	130,000	127,000
2	羽村市小作台 5 丁目 20 番 2	185,000	181,000
3	羽村市富士見平 1 丁目 8 番 15	144,000	141,000
4	羽村市羽西 3 丁目 1774 番 6 (羽西 3-3-28)	135,000	134,000
5	羽村市川崎 3 丁目 128 番 13 外 (川崎 3-6-14)	—	136,000
	羽村市川崎 3 丁目 93 番 3 (川崎 3-9-2)	129,000	—
6	羽村市羽中 1 丁目 2874 番 8 (羽中 1-6-47)	136,000	134,000
7	羽村市緑ヶ丘 5 丁目 10 番 40	164,000	162,000
8	羽村市双葉町 2 丁目 1197 番 19 (双葉町 2-13-38)	122,000	121,000
9	羽村市羽字玉川附 690 番 62	92,000	91,800
5 - 1	羽村市緑ヶ丘 1 丁目 14 番 4	174,000	173,000
9 - 1	羽村市栄町 3 丁目 5 番 1 外	69,800	68,800
平均		134,618	133,600

※平成 27 年 3 月国土交通省公示、平成 27 年 1 月 1 日現在の価格（1 m²当たり）

【参考 1：羽村市における借地賃料設定の基本的な考え方】

- ・借地料 = (固定資産税 + 都市計画税) × 2

※借地料は、公有財産管理運用委員会にて協議

※土地の評価額が変化した場合には、契約内容を現在の土地の評価額に合わせて変更

【参考 2：土地の購入費用算定の購入価格】

- ・平成 27 年の羽村市内の地価公示の平均を利用（13 万 4,618 円/m²）

【参考 3：平成 27 年度における借地料の総額】

敷地所有形態	借地料	箇所
公有地等借地（有償）	847 万 2,000 円	4 箇所
民有地借地（有償）	1 億 629 万 3,000 円	56 箇所
合計	1 億 1,476 万 5,000 円	60 箇所

(4) インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の算定根拠

■インフラ施設における費用算定の考え方

種別	内容
道 路	更新費用試算ソフトでは、整備面積を舗装路盤を含めた更新型の舗装補修として試算していますが、路面性状調査の結果を踏まえ、表層のみの舗装補修等とすることで、費用を軽減しました。
橋りょう	羽村市橋梁長寿命化修繕計画をもとに算出しました。
上水道	更新費用試算ソフトでは、ダクタイル鉄管など配水管等の管種によらず耐用年数を40年として試算していましたが、インフラ施設の効率的な更新の観点から、耐震性に優れたダクタイル鉄管よりも耐震性の低い硬質塩化ビニール管を優先的に更新し、予防保全型の維持管理を進めることで費用を軽減しました。
下水道	更新費用試算ソフトでは、下水道管を掘り返し交換する更新型の維持管理として試算していますが、管路内TVカメラ調査及び掘り返し不要の改築更新技術による予防保全型の維持管理を進めることで、費用を軽減しました。
公園等	羽村市公園等施設維持保全計画をもとに算出しました。

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の建築費を含む

■更新費用試算ソフトにおける更新費用の考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

橋りょうでは、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

上水道・下水道については、整備年度ごとの管種別及び管径別の延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

■更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の更新単価

インフラ施設		更新年数	更新単価
[道 路]	1級市道 その他の市道	15年	4,700円/m ²
	自転車歩行者道	15年	2,700円/m ²
[橋りょう]	PC橋 石橋 木橋その他 鋼橋	60年	425千円/m ² 500千円/m ²
[上水道] 導水管 ・ 送水管 (管径)	300mm未満 300～500mm未満 500～1,000mm未満 1,000～1,500mm未満 1,500～2,000mm未満 2,000mm以上	40年	100千円/m 114千円/m 161千円/m 345千円/m 742千円/m 923千円/m
配水管 (管径)	150mm以下 200mm以下 250mm以下 300mm以下 350mm以下 400mm以下 450mm以下 500, 550mm以下 600mm以下 700mm以下 800mm以下 900mm以下 1,000mm以下 1,100mm以下 1,200mm以下 1,350mm以下 1,500mm以下 1,650mm以下 1,800mm以下 2,000mm以上	40年	97千円/m 100千円/m 103千円/m 106千円/m 111千円/m 116千円/m 121千円/m 128千円/m 142千円/m 158千円/m 178千円/m 199千円/m 224千円/m 250千円/m 279千円/m 628千円/m 678千円/m 738千円/m 810千円/m 923千円/m
[下水道] (管種)	コンクリート管 塩ビ管 更生管	50年	124千円/m 134千円/m

2 羽村市公共施設等総合管理計画策定経過

年月日	内 容
平成 26 年 5 月 30 日	羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱の制定
7 月 29 日	第 1 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・第 1 回部会
9 月 16 日	第 2 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
10 月 14 日	第 2 回部会
10 月 29 日	第 3 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 17 日	第 3 回部会
12 月 17 日	第 4 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成 27 年 1 月 15 日	第 5 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・第 4 回部会
2 月 17 日	第 6 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
3 月 31 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱の制定
4 月 15 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会市民公募委員の募集
5 月 29 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会市民公募委員の決定
7 月 21 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会委員の決定
7 月 28 日	第 7 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
7 月 30 日	第 1 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
8 月 21 日	職員研修の実施
8 月 25 日	関連各課ヒアリングの実施
8 月 26 日	関連各課ヒアリングの実施
9 月 30 日	第 2 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
10 月 5 日	第 8 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 4 日	第 5 回部会
11 月 9 日	第 9 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 30 日	第 3 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
12 月 7 日	第 6 回部会
12 月 11 日	第 10 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成 28 年 1 月 14 日	第 7 回部会
1 月 18 日	第 11 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
1 月 19 日	第 4 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
3 月 1 日	羽村市公共施設等総合管理計画（案）意見公募手続 (3 月 1 日～3 月 15 日)

3 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

平成27年3月31日羽企企発第18317号

羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民、学識経験者、公共的団体の有識者等からの意見を広く聴取するため、羽村市公共施設等総合管理計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画に関する必要な事項について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 公共的団体等の代表者 6人以内

(3) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市政の総合調整を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	区分
1	会長	金子 憲	首都大学東京 都市教養学部 准教授	学識経験者
2	副会長	寺嶋 孝	羽村市町内会連合会副会長 (双葉町松原町内会会长)	公共的団体等の代表者
3	委員	櫻沢 康	東京税理士会青梅支部 櫻沢康税理士事務所	学識経験者
4	委員	市野 明	羽村市文化協会会长	公共的団体等の代表者
5	委員	武末 三枝子	羽村市民生児童委員協議会副会長	公共的団体等の代表者
6	委員	小山 克也	羽村市商工会(商業部会長) アライアンス社会保険労務士法人 小山事務所	公共的団体等の代表者
7	委員	鈴木 誠	羽村市建設防災協力会会长 鈴木土建株式会社代表取締役	公共的団体等の代表者
8	委員	市川 恒	全日本不動産協会多摩西支部相談委員長 有限会社アップルハウス	公共的団体等の代表者
9	委員	川端 芳時	市民	市民公募
10	委員	太田 和子	市民	市民公募

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会内容

区分	開催日	内 容
第1回	平成27年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状交付 ・会長及び副会長の選任について ・羽村市公共施設等総合管理計画懇談会の傍聴に関する定め（案）について ・羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について ・会議の進め方について ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて
第2回	平成27年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 公共施設等総合管理計画の位置付け 2. 総務省指針の記載事項との関係 I. 公共建築物の維持管理・更新に必要となる財源等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の維持管理・更新に関する予測（案）について 2. 公共建築物の今後の取り組み方針（案）について 3. 羽村市の実態に合わせた効率的な維持管理・更新による効果（案） 4. その他の施策実施等による不足財源の解消（案） II. 土地の維持管理に必要となる財源等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土地の維持管理・更新に関する予測（案）について 2. 土地に関する今後の取り組み方針（案）について III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（案）の検討
第3回	平成27年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 3. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について (2) 第4章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について (3) 第5章 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針について
第4回	平成28年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画（案）について

4 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日羽企企発第 3015 号

羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な次の事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

（1）公共施設等のあり方及び方向性に関すること。

（2）計画の策定に関すること。

（3）その他、計画策定に必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）委員長 副市長

（2）副委員長 教育長

（3）委員 羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年規則第18号）

第3条第1号に規定する部長の職にある者

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 その他、委員会の運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(部会)

第5条 第2条に規定する所掌事項に関し、具体的な調査及び研究等を行うため、委員会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）部会長 企画総務部長

（2）副部会長 財務部長

（3）部会員 企画政策課長、財政課長、契約管財課長、地域振興課長、防災安全課長、生活環境課長、高齢福祉介護課長、児童青少年課長、土木課長、建築課長、下水道課長、都市計画課長、水道課長、生涯学習総務課長その他委員長が必要と認める者

3 部会長は、部会の総務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 その他部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	委員長	北村 健	副市長	
2	副委員長	桜沢 修	教育長	
3	委員	竹田 佳弘	議会事務局長	
4	委員	井上 雅彦	企画総務部長	
5	委員	小作 貴治 早川 正	財務部長	～平成27年12月13日 平成28年1月1日～
6	委員	早川 正 伊藤 文隆	市民生活部長	～平成27年12月31日 平成28年1月1日～
7	委員	加藤 秀樹	産業環境部長	
8	委員	雨倉 久行	福祉健康部長	
9	委員	小林 宏子	子ども家庭部長	
10	委員	加藤 博	建設部長	
11	委員	阿部 敏彦	都市整備部長	
12	委員	田中 繁生	水道事務所長	
13	委員	小林 健朗	会計管理者	
14	委員	市川 康浩	生涯学習部長	
15	委員	山崎 尚史	生涯学習部参事	

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会部会員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	部会長	井上 雅彦	企画総務部長	
2	副部会長	小作 貴治 早川 正	財務部長	～平成27年12月13日 平成28年1月1日～
3	部会員	橋本 昌	企画政策課長	
4	部会員	高橋 誠	財政課長	
5	部会員	飯島 直哉	契約管財課長	
6	部会員	羽村 典洋	地域振興課長	
7	部会員	中野 秀之	防災安全課長	
8	部会員	鈴木 宏哉	生活環境課長	
9	部会員	島田 由則	高齢福祉介護課長	
10	部会員	細谷 満広	児童青少年課長	
11	部会員	渡辺 篤	土木課長	
12	部会員	山本 和晃	建築課長	
13	部会員	金子 善信	下水道課長	
14	部会員	神尾 成也	都市計画課長	
15	部会員	加藤 純	水道課長	
16	部会員	西尾 洋介	生涯学習総務課長	

5 関連資料

(1) 羽村市公有財産管理規則

公有財産の適正な管理を行うために、公有財産の取得、用途決定、建築物の増改築等、管理、用途の変更等を行う場合の規定を「羽村市公有財産管理規則」において定めています。

(2) 羽村市公有財産管理運用委員会規則

羽村市の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れの適正を図り、あわせてその効率的な運用を行うため、羽村市公有財産管理運用委員会を設置し、必要事項について調査審議を行います。

(3) 公有財産管理に係る事務取扱要領

羽村市公有財産管理規則に定める財産の取得、管理及び処分等について、適切な事務処理に資するため、取扱い及び諸様式を定めています。

(4) 羽村市公共用地取得基準

公共用地（道路用地を除く。）の取得に関し、当該業務の円滑な遂行を図ることを目的に必要な事項を定めています。

(5) 羽村市公共建築物維持保全計画

公共施設の適正な維持管理による施設の長寿命化・延命化を図るとともに、計画的な施設の更新による財政負担の平準化を図るため、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする「羽村市公共建築物維持保全計画」を、平成23年12月に策定しました。

(6) 羽村市耐震改修促進計画

減災社会を目指し、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的に、平成20年度から平成27年度までの8年間を対象とした「羽村市耐震改修促進計画」を、平成20年3月に策定し、平成28年度には、新たな計画に改訂する予定です。

(7) 羽村市道路維持保全計画

安全・安心・快適な道路環境を保全し、円滑な道路交通を確保するため、道路施設の長寿命化、道路環境の維持保全、道路管理予算の平準化を図ることを目的に、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする「羽村市道路維持保全計画」を、平成25年3月に策定しました。

平成26年度に実施した道路ストック点検の結果等を踏まえ、計画を見直します。

(8) 羽村市橋梁長寿命化修繕計画

橋りょうが経年劣化により著しく損傷等する前に補修を行う、予防保全的な修繕により橋りょうの長寿命化を図ることを目的に、平成 26 年度から平成 65 年度までの 40 年間を計画期間とする「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」を、平成 26 年 3 月に策定しました。

(9) 羽村市水道ビジョン

水道施設の老朽化対策、水道水の安全対策の推進及び社会環境・経済情勢の変化等に対応し、経営の健全化、上水道の整備、管路の耐震化、水質管理体制の強化等に向けた事業を進め、将来にわたって安全な水道水を安定して供給できるよう、平成 22 年度から平成 33 年度までの 12 年間を計画期間とする「羽村市水道ビジョン」を、平成 22 年 3 月に策定しました。

(10) 羽村市下水道総合計画

社会、経済情勢の変化に即し、下水道施設の老朽化対策、浸水・地震対策、経営の健全化等の多様な課題への対応や、下水道サービスの維持・向上を柱とし、様々な視点から下水道事業の全体を捉え、効率的な事業経営を進めることを目的に、平成 22 年度から平成 41 年度までの 20 年間を計画期間とする「羽村市下水道総合計画」を、平成 22 年 3 月に策定しました。

(11) 羽村市公園等施設維持保全計画

市の公園及び児童遊園施設について、計画的な予防修繕を取り入れることでトータルコストの縮減と事業費の平準化を図り、長期にわたって施設の維持保全や安全性を確保することを目的に、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とする「羽村市公園等施設維持保全計画」を、平成 26 年 6 月に策定しました。

**羽村市公共施設等総合管理計画
(平成 28 年度～平成 57 年度)**

平成 28 年 3 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市企画総務部企画政策課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (代表) FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

企画政策課メールアドレス s101000@city.hamura.tokyo.jp